

# 福島学院大学研究紀要

---

vol.62

【学術論文】

「無条件の積極的関心」の質に関する探索的研究  
—適応のよい自殺ハイリスク者を素材として—

佐藤佑貴 4

【研究ノート】

福島県の公文書管理の問題点と改革の視点  
—廃棄の記録を手掛かりに—

安田信二 18

SUMMARY  
STUDY  
REPORTS

2022A

福島学院大学

福祉学部・短期大学部



# 福島学院大学研究紀要

---

vol.62

福島学院大学  
福祉学部・短期大学部

SUMMARY  
STUDY  
REPORTS

| 2022<sub>A</sub>



## 目次

### 【学術論文】

- 「無条件の積極的関心」の質に関する探索的研究 佐藤佑貴 4  
— 適応のよい自殺ハイリスク者を素材として —

### 【研究ノート】

- 福島県の公文書管理の問題点と改革の視点 安田信二 18  
— 廃棄の記録を手掛かりに —

#### 執筆者所属

安田信二

短期大学部情報ビジネス学科 教授

佐藤佑貴

福祉学部こども学科 准教授

【学術論文】

# 「無条件の積極的関心」の質に関する探索的研究 — 適応のよい自殺ハイリスク者を素材として —

佐藤佑貴

要約：

本研究は、自殺予防として機能するための聴くこと、受け止めることの質について Rogers, C. R. の「無条件の積極的関心」を入口に探索的・仮説生成的に検討したものである。その手段として、夏目漱石の「こころ」の登場人物である「先生」の死に至る心情について当事者の視点を意識して分析を行った。この結果、両義的・二律背反的な心情から SOS となりえない状況がありえることを示唆した。また、支援者と態度として「記憶すること」「知ること」「文脈に関心を寄せること」の重要性が浮かびあがった。さらに、気づけない、受け止めきれないことを前提とした支援のあり方における、文脈を踏まえた今・ここに関心をはらう意義について提起した。

キーワード：

自殺予防 ゲートキーパー 聴くことの質 無条件の積極的関心 「こころ」

英文キーワード：

Suicide prevention gatekeeper quality of listening Unconditional Positive Regard 'KOKORO'

## I はじめに

自殺の問題は絶えない。令和2年度の国による報告(厚生労働省・警察庁、2021)では、自殺者数は増加している。国は自殺対策基本法(平成18年6月制定、同年10月施行)に基づき自殺総合対策大綱(平成19年6月閣議決定、以下、大綱とする)を策定し「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して」いる。そこでは『『生きることの阻害要因』を減らし、『生きることの促進要因』を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる』ことが明記されている(阻害要因としては、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等が挙げられ、促進要因としては、自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等が挙げられている)。生

きることを支援するために、我々は具体的に何ができるだろうか。

### 1 自殺予防をめぐる難しさ

#### (1) 気づけない

「悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人(内閣府、2013)」をゲートキーパー(以下、GKとする)と言う。GK養成研修用テキスト第3版では「いつもと違う」「普段と何か様子が違う」を気づきの入り口・自殺の危険性を示すサインとし、支援の出発点とすることが記載されている。しかし、塚越・加藤(2020)は、「いつもと違うようす」を知覚しているが「そこに支援の必要性や危険性を見出す

ことは、とても難しい」ことがあることを指摘している。さらに、死の可能性を避ける、否定する、軽く見るというような、死、自死のスティグマ・認知バイアスの要因も指摘されている。大綱では、重点項目として「国民一人ひとりの気づきと見守りを促す」ことを挙げている。しかし、深刻化していない段階、表面的に成果を出せているときや、安定を保っているような場合、周囲は、その内実に関心を向け難いだろう。当事者の抱えるものが重く複雑であるほど、周囲の理解は非常に難しくなる。この状況を踏まえれば、我々が機能する GK になるために、気づくことの難しさを前提とした対応・態度も必要なのではないだろうか。

## (2) 受け止めきれない

我々は、当事者にとって生きることの促進要因となれているだろうか。先述の GK 養成研修用テキストでは、GK の心得として「真剣に聴いているという姿勢を相手に伝える」「相手の話を聴く」ことが掲げられている。一方、誰かの自殺の報に触れるとき、周囲からは「気づいてあげられなかった」「もっと話を聞いてあげればよかった」「悩みを話してくれれば」といった後悔や「そこまで思い詰めていたなんて（そこまで思い詰めてもよかったのに）」「サインだとは思わなかった」と言った理解のできなさを耳にする（末木：2010、塚越・加藤：2020 他）。このような状況の中、当事者が仮に周囲に打ち明けたとして、我々はじっくりと聞けるだろうか？ 悩みとして向き合えるだろうか。塚越・加藤（2020）は、自死遺族の手記の分析から「親が子の苦痛を受け止めきれない」状態になってしまい、「ゲートキーパーとしては不適切な対応とされている『安易な励まし』や『泣き崩れる』と一致する相互作用」になっている可能性を示唆している。このことは、周囲が、当事者を思うがゆえに、死を思うような状況・心情を当事者の視点から受け止める難しさを物語っているとも言えよう。

## (3) SOS が出せない

松本（2019）は、当事者に「助けて」が言えない理由があることを周囲は知らなければならないと指摘している。「援助希求が乏しいとするならば、そこにはそう

なるだけの理由がある」、「そもそも、誰かに助けを求めるという行為は無防備かつ危険であり、時に屈辱的だ」と当事者にとって SOS を出すことの意味に注目する必要性を強調している。同書において医師である熊谷晋一郎は、社会モデル（熊谷の説明を借りれば「障害は私の側にあるのではなく社会の側にある」という考え）の視点から、当事者を SOS が出せる人にするというアプローチは「弱さをオープンにして『助けて』という義務が個人の側にあるといった新しい自己責任論」につながる可能性があり、『『助けて』と言える人間に改造する（中略）当事者に変化を強いる」ことになる」と述べている。大綱では、小さなサインを見逃さないことと共に、SOS を出すスキルを高める取り組みも進めている。この取り組み自体を否定するものではないが、「援助希求能力が低い」と個人のせいにはできないことも踏まえなければならぬだろう。当事者および制度も含めた環境の両面から多面的・多角的に実施されている我が国の自殺対策の中でも、本研究は援助希求にまつわる当事者と周囲の人間の関係に注目する。

日本財団は 2016 年から「自殺意識調査」を実施している。2016 年の調査では、自殺念慮・自殺未遂ハイリスクグループは、他者に頼ることができず、人間同士は理解・共感できないと思っている傾向が高いというデータがある。2018 年の調査では、若年層の 6 割近くがカウンセラーなど心理専門職への相談にレッテル貼りを恐れ、抵抗感を示している傾向が示された。このような環境で過ごした場合、周囲は本人の「死」をもって、また「遺書」という形になって、初めて抱えていたものの重大さを実感することが多い。さらには、遺書さえなく、彼らの思いに近づけないままのケースも多い。SOS を出せる環境にないということも前提においておく必要がある。

自殺の問題の“気づけなさ”、“受け止めきれなさ”、“SOS の出しにくさ”を前に、我々は何ができるか。一つは、相手に誠実に向き合うこと（それが日常的に行われること）なのではないかと考える。では、誠実に向き合うとはどういうことか。本研究では、その入口として Rogers, C. R. (1957) の言う「無条件の積極的関心 (Unconditional Positive Regard: 以下、UPR とする)」に

注目する。

## 2 UPRについて

UPRは、Rogers, C. R. (1957) によって提示された「セラピーによるパーソナリティ変化の必要にして十分な条件」の6つのうちの一つである。UPRは「受容(acceptance)」とも言われる。それは、何の条件もつけずに自分とは別個の人間として相手を尊重する(prizing)態度であり、相手と自身の関係のあり方(池見, 2015)のことである。Rogersが同論文の中で紹介したUPRを示すセラピストに関する「私自身の経験を私が所有するようにしてくれた」というクライアントの言葉のように、UPRは自分を取り戻す一助となりうるものである。一方、Rogers自身も「他の人やその感情をほんとうに受容するということは、決して容易に成しとげられるものではない(Rogers, 1959b)」と述べている。では、UPRの実現はどのように可能か。本研究は、この点に対する示唆を得る試みである。

## 3 本研究の目的

前述の通り、本研究の目的は自殺ハイリスク者の心理について検討することではなく、“聴く”や“受け止める”の質を追究することにある。本研究のリサーチクエスションは以下の通りである。

リサーチクエスション：(周囲が当事者に誠実に向き合う実践としての)聴く態度における関心の向けどころはどこか。

これを実現する手段として、明確なSOSが出ずに死を選択した者を素材とし、そこに存在している体験を描写する。

## II 方法

### 1 素材について

本研究では、先述の問いと向き合うにあたり、夏目漱石作「ころ」(新潮文庫版)を素材として取り上げる。具体的には、「ころ」の登場人物の一人である「先生」に注目する。

作品名：ころ

作者：夏目漱石

出版社：新潮文庫

発行年：1952年(昭和27年)

## 2 フィクションを素材とすることについて

「ころ」は小説である。フィクションであるため、実際の当事者の語りではない。しかし、本研究は、我々の理解の幅・可能性を広げるためのものであり、自殺者の心理一般を示すことを目的としていない。このような仮説生成・探索的研究という点において、フィクションを素材とすることは、以下の点で有用となると考える。

### (1) 情報量の多さ

当事者の遺書や遺族への聞き取り等から自死の背景について分析する研究(心理的剖検)はあるものの、情報量が限られる。本書に登場する遺書(「下」に相当)は非常に膨大であり、またそこに至る経緯(「上」および「中」に相当)も文量は多い。テキストデータ量の多さは、本研究の問いに示唆を与える情報が埋もれている可能性を高くする。

### (2) 情報の質：作家によって練り上げられた表現

小説の文章は、作家によって練り上げられた表現である。当事者の体験を体感的に理解しようとするとき、この条件は生きてくると考える。「ころ」においても、自殺を遂げた人のそこに至る心理が非常に詳細に、丁寧に描かれている。

## 3 具体的な素材について

### (1) 主な登場人物

先生：東京帝国大学卒業。新潟出身の男性。「上」では定職を持たず妻と暮らしている。「下」は書生時代を中心に、実家住まいの時代から遺書を書き終えるまでが描かれる。「先生」は「私」からとっさに出てきた呼び名である。本論文の地の文においては「先生」で統一する。

私：地方から上京し、旧制高校に通っていた夏休みに鎌倉の海で先生に出会う。その後先生と懇意になり帝国大学に進学。実父の病気のために帰省中に先生からの遺書を受け取る。



妻：名を静という。先生が書生時代の下宿先の娘。その後先生と結婚する。「上」では「奥さん」、「下」の中盤までは「御嬢さん」、先生と結婚後は「妻」と表現される。

妻の母：先生が書生時代に居住していた下宿の主人（未亡人）。「下」に登場し「奥さん」と表現される。

K：先生と同郷で幼なじみ。浄土真宗の寺の次男で医者の家に養子に出される。Kは医者になるつもりはなく養家からは仕送りを止められ、実家からは勘当相当の扱いを受ける。先生と同じ下宿に住み、同じ大学に通う。御嬢さんへと恋心を抱き、その後下宿の自室で自殺する。

## (2) ところ」のあらすじ

「ところ」は、1914年に朝日新聞に掲載された作品である。「上：先生と私」「中：両親と私」「下：先生の遺書」の三部構成である。概略は以下の通りである。

上：私は鎌倉の海で先生と出会い懇意となる。しかし、交流を重ねるに、先生の非社会的な面や先生の語る「恋は罪悪」の意味に翻弄される。また、ある時は私の父の病気の話から財産の話になり、興奮する先生を見る。私は先生の過去に関心が募り、それを知ろうと先生に迫る。先生から話す約束は取り付けるも、大学を卒業した夏、私は父の病気のため実家へ帰ることとなる。

中：私の実家における実家族とのやり取りが中心となる。父の加減は良くないが、今すぐに死に直結する様子もない。そのうち家族内で私の将来の話となる。家族は先生に就職の口を紹介してもらおうよう迫るも、私は乗り気ではない。しかし結局父の手前もあり、私は先生に手紙を出す。しばらく後、私は東京に戻ることを決めるが、その後父の容体が悪化し、兄弟を呼び寄せる。父は死の淵を行き来していたが、そんな折、先生からの分厚い手紙が届く。その結末に近い箇所に「この手紙があなたの手に落ちる頃には、私はもうこの世に居ないでしょう（中18）<sup>\*1</sup>」の一文を目にする。私は父の容体が気になりながらも、汽車に飛び乗り東京へ向かう。

下：先生の遺書である。子ども時代から死の直前までが書かれる。高等学校時代から上京生活を叔父に支えて

もらっていた。両親の死後、その叔父が家の財産を横領していることが発覚する。これを機に実家とは縁を切り、下宿を居宅とする。その下宿の御嬢さんに恋心を覚えるが、先生が自ら同居させたKという旧友が御嬢さんに近づいていく気配を感じるようになる。そしてKから直接御嬢さんへの恋心を打ち明けられた先生は、Kに先んじて御嬢さんの母（下宿の奥さん）へ御嬢さんとの結婚を申し出る。結婚をその場で許された先生は、そのことを直接Kに報告することができずにいた。しかし、その前にKは自殺を図る。その後、先生と御嬢さんは結婚するも、先生は幸せの中で人間の罪にさいなまれることとなる。しばらくの後、私と知り合うこととなり交流を深めるも、明治天皇の崩御、それに伴う乃木大将の殉死の報を聞いた後、先生は自殺を決意し、遺書をしたためる。

4 「先生」を適応のよい自殺ハイリスク者としてよいか  
先生は財産家であり、帝国大学卒であり、身体も丈夫である。外見は非常に適応しているように見える。非社会的（上3）で定職もない（この点は当時の「高等遊民<sup>\*2</sup>」に該当すると考える）が、先述の点と、周囲に自殺を予見させなかった自殺既遂者であるという点において、本研究では適応の良い自殺ハイリスク者として先生を取り上げることとする。

※1（ ）は本文の引用箇所を示している。例えば、上の第2章の場合は（上2）と記す。

※2 町田（2008）によると、「中学卒業程度以上の『高等の教育を受けながら一定の職にない人物』であり、『相当の財産を有し、従て生活の為に職業に就くの要なき人』と『絶えず生活の必要に迫られ、何等かの職業を獲んとするも不幸にして之れを獲るに由なく、さればとて身を下して職業に就くことを得ず、已むを得ずして遊食する人々』に大別され、特に後者が生活難から社会主義などの『危険思想』に傾くことが懸念され、深刻な政治課題となった。」とある。先生は、前者であろう。

## III 結果と考察

### 1 先生にとってのSOSの出せなさ

先生はSOSを出すことについてどう書いているだろうか。心情を示す記述として以下の表現がある。「もし私が亡友に対すると同じような善良な心で、妻の前に懺悔の言葉を並べたなら、妻は嬉し涙をこぼしても私の罪を許してくれたに違いないのです。それを敢えてしない私に利害の打算がある筈はありません(下52)」。妻に懺悔すれば許されることが予測できながら意図して出さないということだ。また、こんな記述もある。「世の中で自分が最も信愛しているたった一人の人間すら、自分を理解していないのかと思うと、悲しかったのです。理解させる手段があるのに、理解させる勇気が出せないのだと思うとますます悲しかったのです。私は寂寞でした(下53)。「理解させる勇気が出せない」というのはどういうことであろうか。先生の内面に何があったのかを見ていく。

(1) 罪の発生源としての先生自身

(a) 自分であることの結果、罪悪にいたる惨めさ

先生の罪は「Kが御嬢さんに対して進んでいく(下44)」という早とちりから、Kに先んじて(Kには自分の御嬢さんへの思いは一切伝えず)結婚の許しを奥さんに得に行くところから始まる。その行為に申し訳なさを強く感じながらも、「面目のなさ(下47)」「世間体(下48)」を回避することが優先し、遂に打ち明けない。先生は、この期に及んだ心情を以下のように記している。「私は正直な路を歩く積りで、つい足を滑らした馬鹿ものでした。もしくは狡猾な男でした。そうして其所に気をつけているものは、今のところただ天と私の心だけだったのです。然し立ち直って、もう一歩前へ踏み出そうとするには、今滑った事を是非とも周囲の人に知らなければならない窮境に陥ったのです。私は飽くまで滑った事を隠したがりました。同時に、どうしても前へ出ずにはいられなかったのです。私はこの間に挟まってまた立ち竦みました(下47)」。この後、Kの死が訪れる。「その悲劇のどんなに先生に取って見惨なものであるか(上12)」という私の評は、先生の体験を言いかけて考える。

先生の罪の原点でもある面目の重要さは、先生の特徴から生まれ出ている可能性も推測できる。先生は鷹揚に育てられ、実際鷹揚な気分の持ち主であった。しかし、

度々「不図」「不意に」「俄然として」違和感が訪れ、心に激震が走る。先生の性分(「物を解きほどこいて見たり、又ぐるぐる廻して眺めたりする癖(下3)»)が活躍するのは決まってその後である。そして、この性分によって「猜疑の眼(下8)」をもち、「他の徳義心を疑う」こととなる。これは、以下のような語りから推測できる。

場面1：叔父の横領の一件では「私が叔父の態度に心づいたのも、全くこれと同じなんでしょう。俄然として心づいたのです。何の予感も準備もなく、不意に来たのです(下7)」。場面2：下宿先の奥さんや御嬢さんに対して「私が奥さんを疑り始めたのは、極些細な事からでした。然しその些細な事を重ねて行くうちに、疑惑は段々と根を張って来ます。私はどういう拍子か不図奥さんが、叔父と同じような意味で、御嬢さんを私に接近させようと力めるのではないかと考え出したのです。すると今まで親切に見えた人が、急に狡猾な策略家として私の眼に映じて来たのです。私は苦々しい唇を噛みました(下15)」。場面3：Kから御嬢さんへの恋心を告白された先生は、Kの用いる「覚悟、一覚悟ならぬ事もない(下42)」という言葉で「御嬢さんへの思いを遂げることをやめる覚悟」として一度は理解し「勝利の色(下43)」に浸っていたものの、その後別な解釈仮説が頭をよぎる。「すると今までまるで気にならなかったその二字が妙な力で私の頭を抑え始めた(下43)」「頭の中で何遍も咀嚼しているうちに、私の得意はだんだん色を失って、仕舞にはぐらぐら揺き始めるようになりました(下44)」。

これらから、先生は、突如訪れる激震に振り回され、気づけば罪悪が待っているという事態に否応なく陥ってしまう体験を重ねて来たのではないだろうか。この体験の重なりが「私は私自身さえ信用していないのです。つまり自分で自分が信用できないから、人も信用できないようになっているのです。自分を呪うより外に仕方がないのです(上14)」や「矛盾な人間(下1)」「卑怯」「馬鹿」という自己評価につながると思われる。

(b) 内発的な心が大義によってカモフラージュされる

Kと御嬢さんと先生の生活では、いくつかの個人主義<sup>\*3</sup>的な心情がみられる。しかし、それらに対し、大義が図として表立ち、自らの素直な心の動きは地に埋もれるよ

うな傾向を推測する。

※3 後藤（2012）は「夏目の個人主義とは『自己本位』という価値態度に基づくものであった。それはまた『自己が主で、他が賓である』という自我意識でもあったが、他者との潜在的な敵対関係の前で、その意識は際限なく拡張し、社会的秩序を逸脱した『利己主義』に転化する」としている。また、「夏目は『いやしくとも公平の眼を具し正義の観念を持つ以上は、自分の幸福の為に自分の個性を発展して行くと同時に、その自由を他にも与えなければ済まん事だ』として、『道義上の個人主義』を唱え」たとも説明している。

(c) Kを下宿に招き入れたこと ～防虫機能としてのK～  
Kは下宿の奥さんの反対をよそに、先生が「自分でその男を宅へ引張って来た（下18）」。その理由はKの家庭の事情からくる経済面の支援のためであった。また、Kと養家の関係が相当に悪化したのをみて「私も腹が立ちました。今までも行き掛り上、Kに同情していた私は、それ以後は理否を度外に置いてもKの味方をする気になりました（下21）」と先生の正義感たぎる心持ちは、Kを下宿へ招き入れる大きな理由となったであろう。

しかし、その前段に先生の下宿生活にとって「どうでも可くない事が一つあった（下16）」。下宿の「茶の間か、さもなければ御嬢さんの室で、突然男の声が聞こえる（下16）」事態に出くわす。「そうして分からなければ分からない程、私の神経に一種の昂奮を与えるのです。私は坐っていて変にいらいらし出します。【中略】私の神経は震えるというよりも、大きな波動を打って私を苦しめます（下16）」。その後、御嬢さんや奥さんに確かめるも、はぐらかされる。遂には（未遂に終わるが）御嬢さんを貰い受ける話を奥さんにすることを企図する。しかし、これほどの「どうでも可くないこと」の顛末が遺書には書かれていない。その後、先生はKを下宿に呼び寄せることを「強いて断行してしま（下18）」う。さらにその後、先生はKと御嬢さんの関係を疑いだす。先生はKに対して以下のような心情を抱く。「彼の安心がもしお嬢さんに対してであるとすれば、私は決して彼を許す事ができなくなるのです。不思議にも彼は私のお嬢さんを愛して

いる素振に全く気が付いていないように見えました。無論私もそれがKの眼に付くようにわざとらしくは振舞いませんでしたけれども。Kは元来そういう点にかけると鈍い人なのです。私には最初からKなら大丈夫という安心があったので、彼をわざわざ宅へ連れて来たのです（下28）」「ある時はお嬢さんがわざわざ私の室へ来るのを回避して、Kの方ばかりへ行くように思われる事さえあったくらいです。それならなぜKに宅を出てもらわないのかとあなたは聞くでしょう。しかしそうすれば私がKを無理に引張って来た主意が立たなくなるだけです。私にはそれができないのです（下32）」。これらから筆者は、御嬢さんにちらつく男の影への脅威から、Kを呼び寄せた側面もあったのではないかと推測する。しかし、先述の通り、先生はこの点について語らない。

(d) 御嬢さんへの思いの質 ～無自覚な肉の方面～

先生は御嬢さんについて「もし愛という不可思議なものに両端があって、その高い端には神聖な感じが働いて、低い端には性欲が動いているとすれば、私の愛はたしかにその高い極点を捕まえたものです。私はもとより人間として肉を離れる事のできない身体でした。けれどもお嬢さんを見る私の眼や、お嬢さんを考える私の心は、全く肉の臭いを帯びていませんでした（下14）」とその愛の高尚さを前面に出している。一方、「私の頭の中へ今まで想像も及ばなかった異性の匂いが新らしく入ってきました（下11）」「時たま御嬢さん一人で、用があって私の室に這入った序に、其所に坐って話し込むような場合もその内に出て来ました。そういう時には、私の心が妙に不安に冒されて来るのです。そうして若い女とただ差向いで坐っているのが不安なのだとはばかりは思えませんでした。私は何だかそわそわし出すのです。自分で自分を裏切るような不自然な態度が私を苦しめるのです（下13）」と「肉」の部分を感じている可能性も否定できない表現もある。さらに、「私は極めて高尚な愛の理論家だったのです。同時にもっとも迂遠な愛の実家家だったのです（下34）」とあるように、実態、実感に基づく現場での判断には、かなり窮屈な感覚をもっていたことが推測される。「私は御嬢さんの顔を見るたびに、自分が美しくなるような心持がしました。御嬢さんの事を考えると、気高い気分がすぐ自分に乗り移って来るよ



うに思(下14)」「い、「御嬢さんに対して、肉の方面から近づくと念の萌さなかった(下14)」と自覚しており、欲動的なものは全く意識にない描写となっている。

(e) 遺書を書くこと ～純なる表現欲求～

先生は、遺書の序盤にそれをしたためるにあたっての気持ちを書いている。「私の過去をあなたの頭に間接の経験として教えて上げる機会を永久に逸するようになります。そうすると、あの時あれ程強く約束した言葉がまるで嘘になります(中17)」「私はもう少しで、貴方に対する私のこの義務を放擲するところでした(下1)」として後進へ伝え継ぐという約束を果たすという外発的な思いと「私は書きたいのです。義務は別として私の過去を書きたいのです(下2)」という率直な欲求の両面が書き著されている。そして、筆不精の自分が行う労力の文脈の中で、これらを行きつ戻りつしながら書き始める。しかし、遺書の終盤(最終章:下56)において「私の努力も単に貴方に対する約束を果たすためばかりではありません。半ば以上は自分自身の要求に動かされた結果なのです。然し私は今その要求を果たしました。もう何もすることはありません(下56)」と自らの欲求の露出度が高い表現がみられる。ただ、「私は私の出来る限りこの不可思議な私というものを、貴方に解らせるように、今までの叙述で己を尽した積り(下56)」「偽りなく書き残して置く私の努力は、人間を知る上に於て、貴方にとっても、外の人にとっても、徒労ではなからうと思えます。【中略】私は私の過去を善悪ともに他の参考に供する積りです(下56)」と、外発的な動機の記述の方が量として多くなっている。

(f) 遺書を妻に公開しないこと ～不真面目さに対する怒り～

先生は遺書を妻に公開しないことを決めている。その理由として以下を挙げている。「私はただ妻の記憶に暗黒な一点を印するに忍びなかったから打ち明けなかったのです。純白なものに一粟の印気でも容赦なく振り掛けるのは、私にとって大変な苦痛だったのだと解釈してください(下52)」。「果たしてそれだけだったのだろうか。先生は自身の過去を語るることについて「受け入れる事のできない人に与えるくらいなら、私はむしろ私の経験を私の生命と共に葬った方が好いと思えます(下2)」と

書いている。先生は妻を「受け入れる事のできない人」と感じていたのだろうか。先述の通り、先生は書生時代に妻(当時は御嬢さん)とKとのあやしい関係について、御嬢さんに問いただすもはぐらかされる体験を複数回している。当該エピソードを引用する。「家に残っているのは、Kとお嬢さんだけだったのです。私はちょっと首を傾けました。今まで長い間世話になっていただけども、奥さんがお嬢さんと私だけを置き去りにして、宅を空けた例はまだなかったのですから。私は何か急用でもできたのかとお嬢さんに聞き返しました。お嬢さんはただ笑っているのです。私はこんな時に笑う女が嫌いでした(下26)」。「一週間ばかりして私はまたKとお嬢さんがいっしょに話している室を通り抜けました。その時お嬢さんは私の顔を見るや否や笑い出しました。私はすぐ何がおかしいのかと聞けばよかったです。それをつい黙って自分の居間まで来てしまったのです(下27)」「私はKに向ってお嬢さんといっしょに出たのかと聞きました。Kはそうではないと答えました。真砂町で偶然出会ったから連れ立って帰って来たのだと説明しました。私はそれ以上に立ち入った質問を控えなければなりません。しかし食事の時、またお嬢さんに向けて、同じ問いを掛けたくりました。するとお嬢さんは私の嫌いな例の笑い方をするので。そうしてどこへ行ったか中ててみろとしまいにいうのです。その頃の私はまだ癩癩持ちでしたから、そう不真面目に若い女から取り扱われると腹が立ちました(下34)」。「先生は、妻(当時は御嬢さん)に真面目さを感じられなかったのではなからうか。また、そのために妻に遺書を公開する意義を感じなかったのではなからうか。

これらから、表に出る大義(これも先生にある確かな思いの一つではある)によって内発的な心(欲動)が巧みにカモフラージュされていく様子を感じ取ることができる。先生は自身に「品格を重んじなければならないという教育から来た自尊心(下16)」があると自覚しており「固より倫理的に暗いのです。私は倫理的に生まれた男です。又倫理的に育てられた男です。【中略】どう間違っても、私自身のものです。間に合わせに借りた損料着ではありません(下2)」と語っている。ここから、倫理

に則さない事象が自分の人格そのものと結びつき、その補填として大義を支えとせざるを得ないのではないだろうか。先生にとって「現にその自尊心を裏切っている物欲しそうな顔付とを同時に彼等の前に示す（下16）」状況は非常に耐え難い状況であったことも想像できよう。

## (2) 復讐

先生は「誘き寄せられるのが厭でした。他の手に乗るのは何よりも業腹でした。叔父に欺された私は、これから先どんな事があっても、人には欺されまいと決心した（下16）」と記している。叔父による財産横領の一件は、先生の無防備な全幅の信頼を打ち砕く体験となった。同時に、上記のように屈辱感、復讐心、憎悪を強くもたらすこととなる。先生の傷の深さは相当なものであることが、以下の発言によく表れている。「とにかくあまり私を信用してはいけませんよ。今に後悔するから。そうして自分が欺かれた返報に、残酷な復讐をするようになるものだから（上14）」。「私は他に欺かれたのです。しかも血のつづいた親戚のものから欺かれたのです。私は決してそれを忘れないのです。私の父の前には善人であつたらしい彼らは、父の死ぬや否や許しがたい不徳義漢に変わったのです。私は彼らから受けた屈辱と損害を小供の時から今日まで背負わされている。恐らく死ぬまで背負わされ通しでしょう。私は死ぬまでそれを忘れる事ができないんだから。しかし私はまだ復讐をしずにいる。考えると私は個人に対する復讐以上の事を現にやっているんだ。私は彼らを憎むばかりじゃない、彼らが代表している人間というものを、一般に憎む事を覚えたのだ。私はそれで沢山だと思ふ（上30）」。「君にはどう見えるか知らないが、私はこれで大変執念深い男なんだから。人から受けた屈辱や損害は、十年たっても二十年たっても忘れやしないんだから（上30）」。

これらから、罪は甘んじて受け入れるも、屈辱感や憎悪は晴らさないでおけないという強い思いとも推測できる。先生は叔父から提案された従妹との結婚を最後まで突っぱねた。「後から考えてみると、それを断ったのが私には多少の愉快になると思います。胡魔化されるのはどっちにしても同じでしょうけれども、載せられ方からいえば、従妹を貰わない方が、向うの思い通りにならないという点から見て、少しは私の我が通った事になるの

ですから。しかしそれはほとんど問題とするに足りない些細な事柄です。ことに関係のないあなたにいわせたら、さぞ馬鹿気た意地に見えるでしょう（下9）」。「先生の非社交性は、SOSの出せなさというよりも、先生としての意地として捉えることもできよう。

ここまでの検討から、先生の心情に二律背反的で両義的（多義的）な意味の重なりが見えてきた。

## 2 「死んだ気で生きる」を支えてきたものは何か？

先生は、Kの死後も罪を感じながら、仕方なく「死んだ気で生きて行こうと決心（下54）」する。なぜ、生きるが選択肢となりえたのか考えたい。ここには、生きるを支えるヒントが隠されていると考えるからだ。

### (1) 人間への贖罪・罪滅ぼし

先生は、結婚当初から妻と顔を合わせるにより「時々恐ろしい影が閃めき（下54）」、「人に鞭たれるよりも、自分で自分を鞭つ可きだという気になります。自分で自分を鞭つよりも、自分で自分を殺すべきだという考が起こ（下54）」ることとなる。しかし、そこでは行動化には至らず、「死んだ気で生きて行こうと決心（下54）」する。さらに日常の「苦しい戦争（下55）」下で時間が経過する中、「私がこの牢屋の中に凝としている事がどうしても出来なくなった時、又その牢屋をどうしても突き破る事ができなくなった時、必竟私にとって一番楽な努力で遂行できるものは自殺より外にないと私は感ずるようになった（下55）」。「しかし、その直後以下のように書かれる。「私は何時でも妻に心を惹かされました。そうしてその妻を一所に連れて行く勇氣は無論ないのです（下55）」「私だけが居なくなった後の妻を想像して見ると如何にも不憫でした。母の死んだ時、これから世の中で頼りにするものは私より外になくなったと云った彼女の述懐を、私は腸に沁み込むように記憶させられていたのです。私はいつも躊躇しました。妻の顔を見て、止して可かったと思う事もありました（下55）」。「また、妻の母の看護については「世間と切り離された私が、始めて自分から手を出して、幾分でも善い事をしたという自覚を得たのはこの時でした。私は罪滅しとでも名づけなければならない、一種の気分支配されていた

のです(下54)」と記している。贖罪の念は、生きるを支える一助になっている可能性がある。ただ、「病人自身のためでもありますし、また愛する妻のためでもありますが、もっと大きな意味からいうと、ついに人間のためでした(下54)」「母の亡くなった後、私はできるだけ妻を親切に取り扱ってやりました。ただ、当人を愛していたからばかりではありません。私の親切には箇人を離れてもっと広い背景があったようです(下54)」とあるように、この思いは個人というよりも人間全体に対してという意味合いを持っているようだ。

## (2) 復讐

1-(2)で考察した通り、先生の抱える存念は大きいと思われる。屈辱感の晴れなさ、妻に遺書を公開しないという点をも、最後まで尽きることはないように思う。憎しみは生きることの必要条件ではないもの、生きる動機となった可能性はあろう。

これらからは、ポジティブな面での生きる力よりも、贖罪や復讐といった重く尖ったものが見えてきた。生きるを選択する理由はポジティブでなくてはならないわけではない。また、自殺ハイリスク者であれば、こういった思いを全て払しょくすることは難しいだろうとも思われる。これらを抱えながら生きることを支えることも前提としてしておく必要がある。

## 3 自殺を決心したときの心情について

私が先生宅で聞いた、先生と妻のどちらが先へ死ぬだろうという話題(上34、上35)を受け、私は「何方が先へ死ぬと判然分っていたならば、先生はどうするだろう。奥さんはどうするだろう。先生も奥さんも、今のような態度でいるより外にないだろうと思った(上36)」と語っている。また、先生は遺書の終盤で「いつも私の心を握り締めに来るその不可思議な恐ろしい力は、私の活動をあらゆる方面で食い留めながら、死の道だけを自由に私のために開けておくのです(下55)」と書き記す。これらから、先生にとっての罪は死が相応であることは揺るがないように考えられる(あとはタイミングが合うその時を待つばかりの状態)。先生が私に向けて自らの過去を語る決意をした時、「今は話せないんだから、そ

のつもりでいて下さい。適当の時機が来なくっちゃ話さないんだから(上31)」と話し、私が職の紹介を頼む電報を先生によこしたときには、「まだ時機が少し早過ぎたから、已めにした(下1)」と遺書を書く時機ではないと感じている。そして、乃木大将の遺書の内容を知った数日後に「自殺する決心(下56)」をする。先生は乃木の遺書に対し「乃木さんの死んだ理由がよく解らない(下56)」が「生きていた三十五年が苦しいか、また刀を腹へ突き立てた一刹那が苦しいか、何方が苦しいだろう」と「苦しい戦い」をしてきた自身の視点と重ねている。乃木の遺書は、先生に苦しい戦いからの開放を促す契機となったのではないだろうか。さらに、以下の語りからも、先生にとって死は過去の開示と対になっている側面が大きいと推測される。「私は死ぬ前にたった一人で好いから、他を信用して死にたいと思っている(上31)」。「私の過去は私だけの経験だから、私だけの所有といっても差支えないでしょう。それを人に与えないで死ぬのは、惜しいともいわれるでしょう。私にも多少そんな心持があります(下2)」。「私が先生の過去を知りたいと詰め寄った時「私はまだ生きていた。死ぬのが厭であった。それで他日を約して、あなたの要求を斥けてしまった(下2)」。乃木の遺書との出会いによって死への道が具体的に開かれたときが、遺書を書くタイミングとなったのかもしれない。

## (1) 尊敬の念

「私は未来の侮辱を受けないために、今の尊敬を斥けたいと思うのです。私は今より一層淋しい未来の私を我慢する代りに、淋しい今の私を我慢したいのです(上14)」。「先生は尊敬の念を抱いていた叔父から裏切りにあい、人間不信に陥る。それゆえに尊敬に対する強い警戒心をもっていると思われる。一方、「私は今私の前に坐っているのが、一人の罪人であって、不断から尊敬している先生でないような気がした(上31)」。「先生先生と私が尊敬する以上(中15)」と、先生は「私」から尊敬されている。私からの尊敬のまなざしと態度によって、貶められる予期の感覚が高まった可能性は考えられる。このことは、タイミングによる行動化の準備性を高めたのではないだろうか。

## (2) 信用への期待



先生は「私は死ぬ前にたった一人で好いから、他を信用して死にたいと思っている。あなたはそのたった一人になれますか。なつてくれますか。あなたははらの底から真面目ですか（上 31）」「私は何千万といる日本人のうちで、ただ貴方だけに、私の過去を語りたのです（下 2）」と信じる対象として私を実感する。先生は「信用」という言葉を用いている。weblio 辞書によると、信用とは「1. 確かなものと信じて受け入れること。2. それまでの行為・業績などから、信頼できると判断すること」である。先生は私にこう言う。「私は私自身さえ信用していないのです。つまり自分で自分が信用できないから、人も信用できないようになっているのです（上 14）」。先生は自身や他者の過去の実績や成果がその人の価値を実感するには足りないと感じていたとも言える。ただ、先生は私と付き合う中で、私に真面目さを見た。「もし私の好奇心が幾分でも先生の心に向かって、研究的に働き掛けたなら、二人の間を繋ぐ同情の糸は、何の容赦もなくその時ふつりと切れてしまったろう。【中略】先生はそれでなくても、冷たい眼で研究されるのを絶えず恐れていたのである（上 7）」。こういった私の先生に対する態度も先生にとっては侵襲的にならなかった可能性がある。先生は私に「あなたは疑るにはあまりに単純すぎるよう（上 31）」に感じている。「あなたは私の過去を絵巻物のように、あなたの前に展開してくれと逼った。私はその時心のうちで、始めてあなたを尊敬した。あなたが無遠慮に私の腹の中から、或る生きたものを捕まえようという決心を見せたからです。私の心臓を立ち割って、温かく流れる血潮を啜ろうとしたからです（下 2）」。この純粋さに「滑稽もアイロニー（上 3）」もなく先生の過去と向き合う覚悟を感じたのではないだろうか。

#### 4 遺書での公表の意味は何か

##### (1) タイミング

乃木の遺書に出会い、具体的な死への道が開かれたとき、私は先生の前にはいなかった。「あなたの前に、それを明白に物語る自由を得たと信じます。然しその自由はあなたの上京を待っているうちには又失われてしまう世間的自由過ぎない(中 17)」私※ 4 は已むを得ず、口で云うべきところを、筆で申し上げる事にしました(中

17)」。死への道が開かれた時、過去を伝える対象の私が目の前にいないため、遺書という形態を取ることになったとも考えられよう。

※ 4 (中 17) に先生の遺書の冒頭が書かれている。

このため、引用した(中 17)の文言における「私」は「先生」を指す。

##### (2) 文脈を伝えることの最適性

先生は自身の「物を解きほじめて見たり、又ぐるぐる廻して眺めたりする癖（下 3）」のニュアンスを伝えるために、本題とは関係ないエピソードを記述する。それについて先生はこう断りを入れている。「その実例としては当面の問題に大した関係のないこんな記述が、かえって役に立ちほしくないかと考えます。あなたの方でもまあそのつもりで読んでください（下 3）」。また、叔父の遺産横領の例も、K の自死の例も、先生の人間への不信用や罪の固有のニュアンスを浮かび上がらせる重要な文脈として機能していると考えられる。先生において大事なことは「偽りなく書き残して置く私の努力（下 56）」である。先生は遺書の最後に「書いて見ると、却ってその方が自分を判然描き出す事が出来たような心持がして嬉しい（下 56）」と述べている。何の不純物を入れることなく、言いたいことを（信用の懸念にふれずに）すべて表現するためには、対面よりも遺書というツールは適切だったのではないだろうか。

##### (3) 理解するより記憶する

先生は遺書の中で私に向けて「記憶して下さい（下 9、下 55）」という言葉二度使う。新潮文庫版巻末にある注解においてこの表現を「求めているのが理解でも共感でもない点が注目される」と指摘している。この点は筆者も注目したい。一方「私に乃木さんの死んだ理由がよく解らないように、あなたにも私の自殺する訳が明らかに呑み込めないかも知れませんが、もしそうだとすると、それは時勢の推移から来る人間の相違だから仕方ありません（下 56）」と先生の真意が私に理解できない可能性も承知している。それでも非常に多くの紙面を割き「私は私のできる限りこの不可思議な私というものを、あなたに解らせるように、今までの叙述で己れを尽したつもりです。（下 56）」と固有のニュアンスを伝えようとしている。仮に同感には至らずとも、こういう先生自身を

真面目に受け取ってもらえる実感を私に対して持っていたのだろう。「上：先生と私」は、私が先生の遺書を読んだ後の振り返りである。そこで私は「人間を愛し得る人、愛せずにはいられない人、それでいて自分の懐に入ろうとするものを、手をひろげて抱き締める事のできない人、——これが先生であった(上6)」と語っている。先生の見立ては誤りではなく、願いはかなったと考える。

#### IV 総合考察

##### 1 聴くことの質

本研究のリサーチクエスションは、(周囲が当事者に誠実に向き合う実践としての)聴く態度における関心の向けどころを再発見することであった。前述の先生の体験の検討を経て、以下に“聴く”や“受け止める”の質について考察する。

先生の体験は両義的・二律背反的な複雑な心情であることが推測された。当事者の中ですでに結論が決まっておき(この点は、視野狭窄の程度の高さ(張、2016)として介入のポイントにもなりえる)、当事者自身もSOS必要状況とは思わず、苦悩や欲動がカモフラージュされるとすると、周囲からすれば、SOSのサインをキャッチすることは難しいであろう(ただ、症状や行動から近づくということはあるかもしれないが)。本論冒頭にも述べたように、わからない、気づけないを前提にしておく必要はあろう。リスクの予知にかかわらない普段からのコミュニケーションの質を高めていくことが必要なのではないだろうか。

##### (1) 記憶する・知る

先生にもわかってほしいという思いはあった。香山(2018)は自著の中で「『わかってもらいたい』という思いには、常にこのワガママがつきものなのではないだろうか。」とし「『部分的に支援する』ではない。『なんでも』『まるごと』『とにかく』『すべて』というのがこの場合、重要だ。」と述べるその一方、「それにこたえるのはむずかしい」とも指摘する。香山の言う「『なんでも』『まるごと』『とにかく』『すべて』」とは何か。我々は万能ではない。価値観が異なる、納得いかない、ネガティブなことは抱えきれないこともあるだろう。ただ、「『なんでも』『まるごと』『とにかく』『すべて』」を記憶しよ

う(知ろう)とすることは不可能ではない。私は、先生が抱える屈辱感と憎悪を私に語る部分において「私はこういう覚悟を有っている先生に対して、云うべき言葉をしらなかった(上14)」「私は慰藉の言葉さえ口へ出せなかった(上30)」とその大きさをそのまま受け取っている(そのために圧倒されてしまう)。このような態度は、「まるごと」「すべて」を受け止めていることになっていないだろうか。こういった点も、先生にとって私は、過去をさらす価値のある人物足りえたのだろう。

##### (2) 文脈に関心を寄せた「今・ここ」

私は先生の遺書を読んだ後「先生の亡くなった今日になって、始めて解って来た。先生は始めから私を嫌っていたのではなかったのである。先生が私に示した時々の素気ない挨拶や冷淡に見える動作は、私を遠ざけようとする不快の表現ではなかったのである。傷ましい先生は、自分に近づこうとする人間に、近づく程の価値のないものだから止せという警告を与えていたのである。他の懐かしみに応じない先生は、他を軽蔑する前に、まず自分を軽蔑していたものと見える(上4)」と振り返っている。非社会的な側面を当事者である先生の視点から理解していると言えよう。これまでの交際および遺書によって詳らかにされる膨大な文脈が、そうさせたのではないだろうか。また、結論のみみ承知していればよいということでもない。たとえ結論は変わらずとも、それを構成する成分は様々であり、経緯や変化一つひとつの体験が今を作り出す大切な構成要素となっている。それを一緒に取り扱う態度では、信用は得られない可能性が高い。その状態で、ただ「何(いつ)でも話して」「悩みを聞かせて」と話を促すだけでは、タイミングは訪れないだろう。先生にとって妻は、そういう存在であったのかもしれない。さらに、当事者の視点が支援のスタート地点となり、そこから生きるをともに見つめることが、一人ひとりにフィットした支援につながるのではないだろうか。当事者の「今、ここ」に積極的に関心を向けるとき、「ここ」に至る文脈に対して視野を広くもつことは、誠実に向き合う態度にとって重要なのではないだろうか。いわゆる傾聴を実践する際においても、感情や意味の反映や要約などに、文脈の要因を踏まえることができよう。図1に示すように、文脈への視野を広げた受け応え(仮に



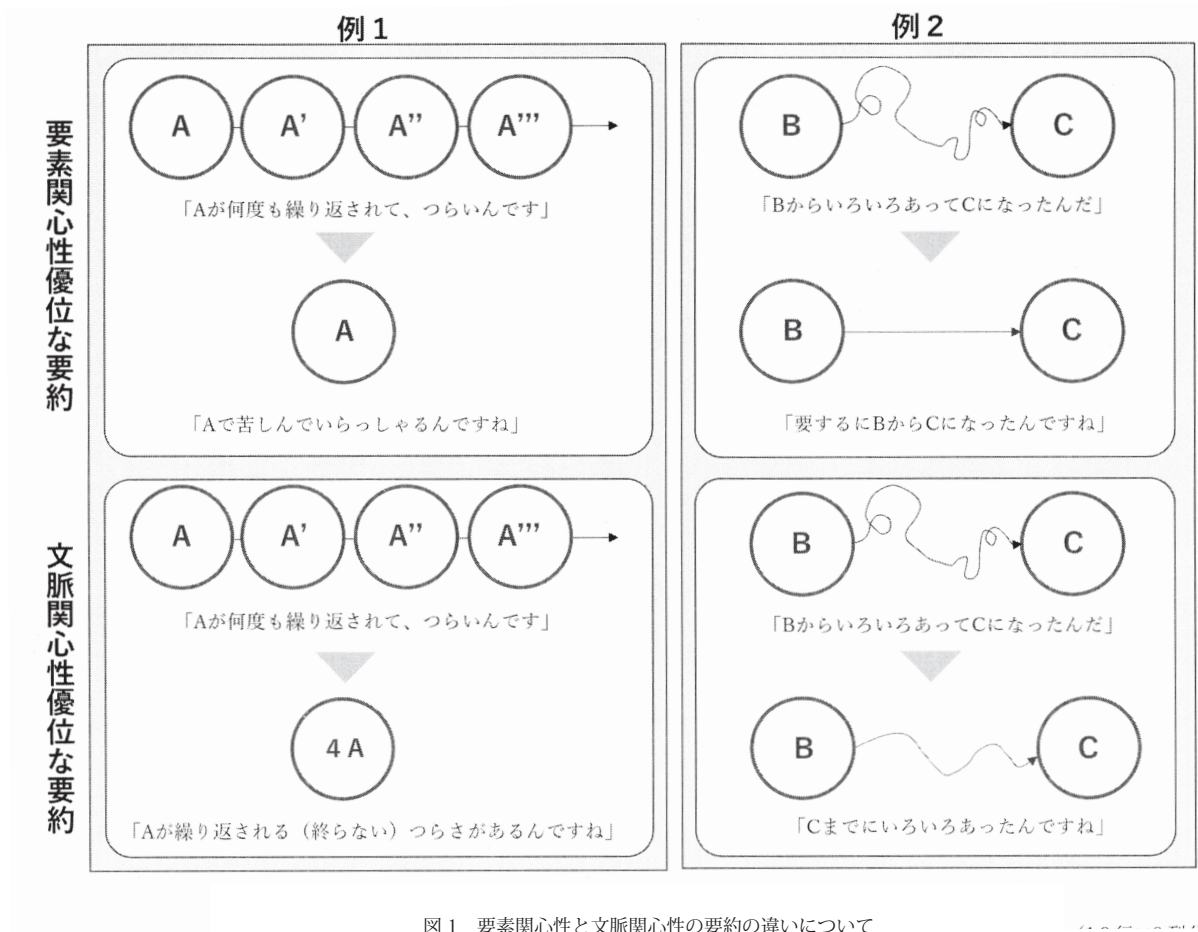


図1 要素関心性と文脈関心性の要約の違いについて

文脈関心性と名付ける)は、構成主義的な受け応え(仮に要素関心性と名付ける)とは大いに異なってくるだろう。

文脈関心性を伴う態度は「無条件の積極的関心」を払うことに集約されるのであるが、本研究ではそこまでまとめてしまわずにとどめておきたい。本研究によって示唆されたものが、当事者にとって、自身が抱えるものの如何にかかわらず、抱えるものそれ自体の存在は認められるという感覚を得ることに少しでもつながれば幸いである。

## V 文献

- 張賢徳(2016). 自殺リスクの評価—ハイリスク者の発見と対応—. 心身医学, 56(8), 781-788.
- 後藤孝太(2012). 夏目漱石の「道義上の個人主義」再考, 現代社会学理論研究, 6(0), 76-88.

- 池見陽(2015). 中核条件、とくに無条件の積極的関心が体験される関係のあり方. 飯長喜一郎(監修)ロジャーズの中核三条件<受容:無条件の積極的関心>カウンセリングの本質を考える2. 創元社, 31-42.
- 香山リカ(2018). 「わかってもらいたい」という病. 廣濟堂出版.
- 町田祐一(2008). 戦前期日本における「高等遊民」問題: 明治末期における社会問題化の過程とその意義. 史学雑誌, 117(9), 1613-1634.
- 松本俊彦(2019). 「助けて」が言えないSOSを出さない人に支援者は何ができるか. 日本評論社.
- 内閣府(2013). ゲートキーパー養成研修用テキスト. 内閣府自殺対策推進室.
- 日本財団(2017). 日本財団のちを支える自殺対策プロジェクト『日本財団自殺意識調査2016』報告書.

- 日本財団 .  
日本財団 (2019) . 日本財団いのちを支える自殺対策  
プロジェクト『日本財団第3回自殺意識調査』報告書 .  
日本財団 .
- Rogers,C.R. (1957) . The Necessary and Sufficient  
Conditions of Therapeutic Personality Change.  
Journal of Consulting Psychology, 21, 95-103. In  
Kirschenbaum, H. & Henderson, V. L. eds., 1989 The  
Carl Rogers Reader. Houghton Mifflin. (伊東 博 訳  
(2001) セラピーによるパーソナリティ変化の必要  
にして十分な条件 伊東博・村山正治監訳 ロジャーズ  
選集(上): カウンセラーなら一度は読んでおきたい  
厳選33論文 誠信書房, 265-285.)
- Rogers,C.R. (1959b) . Lessons I have learned in  
Counseling with Individuals. In Dugan,W.E. eds.,  
Counseling Points of View. University of Minnesota  
Press, 14-26. (伊東 博 訳(1967) カウンセリングの  
立場 ロジャーズ全集 15: クライアント中心療法の  
最近の発展 岩崎学術出版社, 69-126.)
- 末木 新 (2011). 自殺の危険の高い者は他者に助けを  
求めないか? —自殺念慮・自殺関連行動と援助要請  
の関連に関するレビュー—. 自殺予防と危機介入. 31  
(1), 84-90.
- 末木 新 (2010). 自死遺族の心理的变化の過程に関す  
る事例研究 一 家族との関係性が悲嘆プロセスに与え  
る影響に注目して—. 東京大学大学院教育学研究科臨  
床心理学コース紀要, 33, 95-101.
- 末木 新 (2017). 自殺の予防と心理学—展望とその課  
題—. 心理学評論, 60 (4), 265-276.
- 塚越 友子, 加藤 道代 (2020) . 家族の立場から見えた  
思春期・青年期の自殺既遂者の行動変化について —  
自死遺族手記の検討—. 東北大学大学院教育学研究  
科研究年報, 68(2), 175-195.

令和4年1月13日受付 令和4年2月10日受理



【研究ノート】

## 福島県の公文書管理の問題点と改革の視点

### —廃棄の記録を手掛かりに—

安田信二

要約：

公文書管理法の全面施行から10年が経過した。筆者は令和3年(2021年)9月下旬、福島県情報公開条例に基づいて、福島県の知事部局の公文書管理に関する情報開示を求めた。その結果、文書管理の方法や手続きを定めた県の規則が、部署によって十分には守られていない可能性があることが分かった。情報開示の請求から2カ月ほど後の令和3年12月上旬、県は文書の廃棄決定などの手続きの確認と、適切な処理を求める通知を各部局に出した。国は公文書管理法において公文書を「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」と位置付けて、地方公共団体(都道府県、市町村など)には、法律の趣旨にのっとった取り組みを求めている。知事部局をはじめとする県の各機関、市町村が文書管理の現状と課題を点検した上で、議会の議決に基づく条例の制定などによる改善策を検討するように期待する。

キーワード：

公文書、歴史的資料、公文書館、県の条例

英文キーワード：

official document, historical material, archives, prefectural ordinance

#### I はじめに

国や県、市町村の行政機関は毎日、多くの文書を作っている。福島県(以下は、福島県の場合は原則として「県」と表記)の知事部局は「福島県文書等管理規則」(以下は、原則として「県管理規則」と表記)において、收受や作成から、保存や廃棄に至るまでの手続きを定める<sup>1)</sup>。それによると、保存期間を経過した文書を廃棄する場合には、廃棄の記録である「廃棄の決定に係る文書等」を作り、10年間、保存しなければならない。

筆者は、知事部局の本庁機関(福島市杉妻町に立地する、いわゆる「県庁」)の各課が保存しているはずの「廃棄の決定に係る文書等」の令和2年度分などの公文書の開示を、福島県情報公開条例の定めに従って請求した。

その結果、「廃棄の決定に係る文書等」を開示した課は本庁機関全体の1割程度だった。筆者が県の担当課に確認したところ、廃棄関係の公文書の開示がなかった課

については「廃棄しているが、廃棄に係る事務を記録した公文書を作成していなかったか、あるいは、当該年度に廃棄した文書はなかったかのいずれかが考えられる」との回答があった。

本稿は公文書管理法の施行10年の節目(令和3年)に当たって、福島県の文書管理の課題と改善策を考察する。

#### II 公文書管理に関わる法令や例規と、先行研究

##### 1. 国の公文書管理法制

公文書管理法(公文書等の管理に関する法律)は平成23年(2011年)4月1日に全面施行された<sup>2)</sup>。その直前には東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故が起きた。震災と法施行が重なったこともあって、公文書や歴史的な資料に関心が高まり、災害の記録や検証、後世への伝え方に関する議論が今も続く。本稿の執筆を始めた令和3年は、震災と法施行から10年に当たった。

内閣府のホームページには、国の公文書管理制度について次のような記述がある<sup>3)</sup>。

「公文書等（国の行政文書等）は国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録であり、国民共有の知的資源です。このような公文書等を適切に管理し、その内容を後世に伝えることは国の重要な責務です。

公文書管理法（「公文書等の管理に関する法律」（平成 21 年法律第 66 号））は、このような公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有する諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的として制定され、平成 23 年 4 月 1 日に全面施行されました。

内閣府では、国の行政機関や独立行政法人等において公文書管理法の適正かつ円滑な運用が行われるよう推進しています。」

公文書管理法は直接的には「国の行政機関及び独立行政法人等」を対象とする。都道府県や市町村などの地方公共団体の文書管理については次のように定める。

「第 34 条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」

都道府県や市町村については「努めなければならない」との努力義務を設けた。実際には都道府県や市町村の文書管理は自治事務の 1 つとして行われている。

なお、公文書管理法制の立案に当たって、政府は公文書管理の在り方等に関する有識者会議（平成 20 年 2 月 29 日内閣官房長官決裁）を設けた。会議は同年 11 月、最終報告『「時を貫く記録としての公文書管理の在り方」～今、国家事業として取り組む～』をまとめた<sup>4)</sup>。

## 2. 福島県の公文書管理

県の知事部局は、平成 12 年 9 月 26 日に当時の知事名で公布された県文書等管理規則と、翌日付で出された総務部長名の「県文書等管理規則の運用について（依命通達）」（以下は、原則として「依命通達」と表記）などによって、職員が文書を作ったり、廃棄したりする文書

管理の事務に当たっている。なお、規則も依命通達も随時、改正されている。

県議会の平成 30 年 9 月定例会の 9 月 25 日「一般質問及び質疑（一般）」で、県側は次のように答弁した<sup>5)</sup>。

「文書の管理につきましては、福島県文書等管理規則に基づき、意思決定過程や事務事業の実績を記録し、検証することができるよう適正な管理に努めているところであり、今年度は文書の作成、保存等を解説した文書事務ガイダンスの内容をより充実させ、周知するとともに、この内容を踏まえた研修や各種会議を実施しております。今後ともこうした取り組みの継続により適正文書管理の徹底を図ってまいります。」

知事部局以外の各機関（議会を含む）も規則や規程などによって、文書管理の方法を定める。

## 3. 都道府県の公文書管理の状況

全国の都道府県や市町村は公文書管理に当たって条例や規則、規程などを定める事例がほとんどである。総務省の平成 29 年 10 月 1 日時点の調査によると、47 の全ての都道府県が公文書管理条例等（条例、規則・規程・要綱等、その他）を制定済みだが、このうち、条例の制定は 1 割程度の 5 だった<sup>6)</sup>。総務省の調査から 4 年余り後の令和 3 年 12 月 15 日現在、福島県の担当課の確認によると、条例の制定は 3 割程度の 14 都県に増えた。

公文書管理に当たっての根拠を、条例、規則、規程などの、いずれの方式にするかについての考察は、本稿の主たる狙いの 1 つであり、【VI 文書管理の裏付けは「条例」か、「規則」か】で記述する。

## 4. 先行研究

公文書管理の研究には多くの積み重ねがある。最近では、財務省の国有地に関する決裁文書の改竄、防衛省・自衛隊の日報の隠蔽、公的行事として開催された「桜を見る会」の招待者名簿の取り扱いなどが国会やメディアで取り上げられて、多くの論考が発表されている。

都道府県や市町村における公文書管理の研究も多い。筆者は令和 3 年 9 月 11 日にオンラインで開催されたシンポジウム「公文書管理法後の自治体と文書管理」に参加を申し込み、全国の研究者の報告や討論を拝聴して、多くの教示と示唆を頂いた。その予稿集では先行研究、



参考文献、全国の地方公共団体の事例が紹介された。シンポジウムの主催者は、自治体アーカイブズ研究会、地方公共団体における公文書管理の現状に関する調査・研究（公益財団法人三菱財団 人文科学研究一般助成 代表者：宮間純一）である。

国立公文書館の情報誌である「アーカイブズ」には、地方公共団体の公文書管理の取り組みが随時、掲載されている<sup>7)</sup>。

### III 福島県情報公開制度を用いた情報開示の請求

筆者は令和3年（2021年）9月27日、県情報公開条例に基づき、知事部局の本庁機関の公文書などを対象に、次の内容の情報開示を請求した。

1. 令和2年度中に廃棄した文書等について、その文書を作成又は取得した部署名、保存期間、文書名や簿冊等名に関する「廃棄の決定に係る文書等」等の、廃棄に関する全ての資料（作成又は取得した文書のほか、メモ、メール等の電磁的記録を含む。以下同じ）
2. 令和2年度中に保存期間を延長した文書等に関する「保存期間の延長の決定に係る文書等」等の全ての資料。
3. 令和2年度中に保存期間を経過する日の前に廃棄した文書等に関する「廃棄の決定に関する文書等」等の全ての資料。
4. 福島県文書等管理規則に定められた「歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料（歴史的資料等）」について、現時点において保存・管理されている「歴史的資料等」として価値があると認める文書等の個別の名称が分かる文書等の資料。
5. 上記の「歴史的資料等」については「福島県文書等管理規則の運用について（依命通達）」に約20項目が例示されてきたところ、例示の項目についての直近の改正時点での項目名と、「重要なもの」等の具体的な評価選別基準を定めている場合にはその基準、並びに、評価選別や保存・管理の手順が分かる文書等の資料。
6. 平成26年10月9日に発出された「保存期間が満了した東日本大震災等関連文書の保管・保存等について（依頼）」の中にある「今後、別に管理する必要が見込まれることから」との記述に関して、「別に管理する」ことについて、その管理方法等の現状や、管理方法に関する

現時点までの検討の経緯等が分かる文書等の資料。

7. 福島県は行政文書等の管理に関する基本的事項を定める条例を制定していないが、条例の制定について、これまでに検討、研究してきた経緯が分かる文書等の資料。

### IV 開示、一部開示、不開示の決定通知と、その分析

開示請求に該当した県の所属はそれぞれの請求内容に応じて、令和3年10月8日付～12日付で開示、一部開示、不開示の各決定通知書を発出した。

筆者は10月20日、該当する文書の写しの交付を受けた。決定内容と開示された文書などを分析した上で、県の担当課に確認のお願いを文書で提出した。県は12月10日、確認のお願いに対して回答した。

開示などの結果や、確認のお願いに対する県の主な回答は次の通りである。筆者が課題として受け止めた主な項目を記述する。

#### 【課題1：廃棄に関する公文書を開示した課の少なさ】

筆者は開示請求に当たって、「廃棄の決定に係る文書等」の開示対象年度を令和2年度の1年間とした上で、対象機関を知事部局の本庁機関とした。県職員録によると、令和2年4月1日現在、知事部局の本庁機関数は8部1出納局4局2複合的組織112課14課内室だった<sup>8)</sup>。文書を開示した課は13課であり、全ての課に占める割合は11.6%だった。開示しなかった課が90%近くに上ったことについて、筆者は県の担当課に事情の確認をお願いした。担当課は「廃棄しているが、廃棄に係る事務を記録した公文書を作成していなかったか、あるいは、当該年度に廃棄した文書はなかったかのいずれかが考えられます」と回答した。

どの行政機関でも毎日、膨大な公文書が作られる。県の開示結果だけを見れば、知事部局の多くの課において、保存期間の満了に伴い廃棄された公文書が1年間、全く存在しなかった、ということだろうか。あるいは、公文書を廃棄したものの、廃棄の決定などを記録した文書を作成していないか、その記録そのものを保存していなかった、ということだろうか。

県管理規則の第29条には次の定めがある。

「部次長又は文書法務課長は、第1項から第3項までの規定による廃棄の決定に係る文書等を10

年保存しなければならない。」

また、依命通達の「第 29 条（本庁機関における文書等の廃棄）関係」には「保存期間が 1 年以上の保管文書を廃棄しようとするときは、総室名、所属年度、保存期間、分類記号、簿冊等名、媒体の種類別、廃棄予定年月日等を記載した一覧表（規則様式第 13 号（その 2）に準じたもの）により起案の上廃棄の決定を行うこと」と定められている。なお、県管理規則は、保管と保存を次のように定義する。

保管 文書等を部次長が総室の事務室において、又は所長が所の事務室において管理することをいう。

保存 文書等を文書管財総室文書法務課長（以下「文書法務課長」という。）又は所長が書庫において管理することをいう。

廃棄の決定に当たっては対象となる文書の内容を示す文書を作って、廃棄した後も 10 年間は保存するという仕組みである。筆者の確認のお願いに対して、県の担当課は「今回の開示請求で上記の一覧表を作成していない状況が判明しましたが、当県文書等管理規則の規定の認識が不十分であったものと考えておりますので、今後、この点を改善してまいります」と回答した。

県は令和 3 年 12 月 9 日付で、担当課の課長名で「保存期間満了文書の廃棄に係る廃棄決定等の手続について（通知）」を発出した。発出先は総務部知事公室長、各政策監、各部（局）次長、出納局次長、各出先機関の長である。通知の内容の写しは同日付で、企業局長、病院局長、議会事務局長、教育長、警察本部長、各委員（会）事務局長に、通知の形で発出された。

筆者の開示請求は知事部局の本庁機関に限定した。一方、知事部局には出先機関として、79 機関 7 複合的組織 47 出張所が設けられている（情報開示請求の対象年度と同じ令和 2 年 4 月 1 日現在）<sup>9)</sup>。知事部局の出先機関に加えて、通知の写しを受けた知事部局以外の機関においても通知への対応が注目されよう。

**【課題 2: 文書を廃棄する際の評価、選別の基準の曖昧さ】**  
県管理規則第 29 条に本庁機関についての定めがある。

「部次長は、保存期間を経過した保管文書を廃棄するものとする。この場合において、部次長は、保

管文書（保存期間が一年未満のものを除く。）を廃棄しようとするときは、廃棄の決定を行うものとする」

「文書法務課長は、保存期間を経過した保存文書を廃棄するものとする。この場合において、文書法務課長は、当該保存期間を経過する日までに当該保存文書の引継ぎを行った部次長に当該保存文書の廃棄の可否を確認の上、廃棄の決定を行うものとする。」

完結文書の保存期間については第 25 条で次のように定める。

「完結文書（知事が別に定めるものを除く。）を保存する期間（保管する期間を含む。以下「保存期間」という。）は、部次長又は所長が別表第 3 及び知事が別に定める基準により定めるものとする。」

「前項に規定する保存期間は、法令等に定めがあるものを除き、永年、10 年、5 年、3 年又は 1 年とする。」

つまり、本庁機関では、部次長か、文書法務課長が、あらかじめ定められた保存期間を経過した保管（または保存）文書を廃棄する。

出先機関については第 33 条に「所長は、保存期間を経過した保管文書及び保存文書を廃棄するものとする。」との定めがある。もちろん、保存期間を経過したからといって、廃棄が機械的に決定されるわけではない。第 30 条や第 34 条には「保存期間の延長」の定めがある。このほか、第 36 条は「歴史的な資料等として価値がある文書等の保存」を定める。条文は次の通りである。

「文書法務課長は、廃棄しようとする保存文書及び次項の規定により送付された文書等のうち、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料（以下「歴史的資料等」という。）として価値があると認める文書等を別に定める方法により管理するものとする。」

条文中の次項の規定とは「部次長又は所長は、廃棄しようとする保管文書又は保存文書のうち、歴史的資料等と認める文書等を文書法務課長に送付するものとする。」

その上で、依命通達の中で「歴史的資料等として価値

がある文書等」として22項目を別表の形で例示する。東日本大震災の発生後に「東日本大震災等に関する文書等」が加えられた。

筆者は情報開示の請求と、確認の願いを通して「歴史的資料等に該当するかどうかを確認するために必要な具体的な評価選別基準、並びに、評価選別や保存・管理の手順が分かる文書等の資料」の開示や説明を要請した。

県からは「歴史的資料等に該当するかどうかを確認するために必要な『具体的な評価選別基準、並びに、評価選別や保存・管理の手順が分かる文書等の資料』について、現在のところ具体的な基準はありません。なお、歴史資料館への寄託（予定）文書の選定・選別は、毎年、県が廃棄決定した対象文書の中から、県歴史資料館の職員に助言をいただきながら選別しております。」との回答が寄せられた。

### 【課題3：歴史的資料の保存場所の確保や、閲覧できる資料の範囲】

「歴史的資料等として価値がある文書等」に関連して、県管理規則本文には「別に定める方法により管理するものとする。」との定めがある。「別に定める方法」は依命通達に具体的に書かれている。

「別に定める方法」は「当分の間、福島県文化センターを管理する指定管理者に委託して福島県歴史資料館において管理するものとする。」とされている。

これらの定めに基づき、指定管理者の公益財団法人福島県文化振興財団の理事長に対して、知事が資料の寄託を依頼する。

筆者の情報開示の請求に対して、平成31年3月18日付の「歴史資料館資料寄託依頼書」が開示された。依頼書には次の内容が記されていた。

- 1 寄託する歴史資料名他  
別紙目録のとおり 33, 200冊
- 2 寄託する期間  
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
- 3 寄託する条件
  - (1) 福島県庁文書については、一般公開不可とする。  
ただし、明治大正期文書、地籍丈量帳、刊行物を除く。
  - (2) 昭和期文書のうち歴史資料館で整理済のもの

覧等については、別途協議する。

- (3) 寄託期間が満了したときは、協議の上期間を延長する。

県歴史資料館は福島市春日町の福島県文化会館と同一敷地内に立地し、「福島県文化センター条例」では複合施設（建物は別棟）として取り扱われる。（文化会館は一般的には「文化センター」と呼ばれている。現在は、ネーミングライツによって施設の愛称は「とうほう・みんなの文化センター」とされ、条例上の名称「福島県文化センター」を併記する）<sup>10)</sup>

ただし、県管理規則の本文にある「歴史的資料等として価値がある文書等」の全てが福島県歴史資料館の施設内で管理されているわけではない。開示された文書や、筆者の確認の願いに対する県の回答、関係者への聞き取りなどによると、県歴史資料館の収納スペースには限りがあり、平成16年度と17年度が境目となっている。

県歴史資料館が開館した昭和45年度から平成16年度までに寄託された文書の合計が33,200冊であり、県歴史資料館の施設内で管理されている。平成17年度以降は福島県歴史資料館寄託予定文書として、県の知事部局の担当課の書庫に保管されている。

県歴史資料館のホームページには「収蔵資料と刊行物・目録」がある。明治期福島県地籍帳・地籍図・丈量帳、明治・大正期の福島県庁文書が紹介され、閲覧方法や閲覧資料の活用などの手続きが示されている<sup>11)</sup>。

筆者の確認の願いに対する県の回答によると、平成16年度以前の県歴史資料館寄託文書については、閲覧禁止文書や昭和・平成期の福島県庁文書を除き、県歴史資料館への閲覧申請により閲覧が可能である。平成17年度以降の県歴史資料館寄託予定文書については、県の担当課の書庫に保管されているため、県情報公開条例による開示請求の手続きが必要とされる。

### V 適正文書管理のための知事部局の取り組み

現在の県管理規則が施行される以前、県の文書管理制度の根拠は「福島県文書管理規程」だった。その経緯の一部が県管理規則の依命通達に以下のように示されている（一部を抜粋）。

「福島県文書等管理規則が平成12年9月26日



付けで公布され、10月1日（以下「施行日」という。）から施行されるとともに、福島県文書管理規程（平成元年福島県訓令第1号。以下「旧規程」という。）が9月30日限りで廃止されることとなりましたので、貴職におかれましては、下記の事項に留意するとともに、所属の職員に周知を図り、この規則の運用が適正に行われるようにしてください。」

「情報公開制度が全面改正されたことに伴い、開示請求の対象と現行の文書管理制度における管理の対象との間に差が生じたため、新たな情報公開制度が円滑・適正に実施されるよう文書管理制度について所要の見直しを行うこととした。また、県の説明責任を全うする観点から文書管理制度をいわゆる内部規定である訓令によらず、県民に対して明らかな制度として位置づけるために規則により定めることとした。」

今から20年ほど前に、情報公開制度の全面改正に伴って、規程から規則に格上げした、といえる。さらに10年前に公文書管理法が全面施行されたため、県は規則を一部改正した。筆者の確認のお願いに対して、県は次のように回答した。

「公文書管理法の趣旨を踏まえ、平成25年1月に福島県文書等管理規則を一部改正し、現在や将来の県民への説明責任を果たすため、ファイル管理簿の作成・公表や事後検証となる文書作成義務を規定しました。」

県の取り組みの主な内容は、意思決定過程や文書の作成、保存などを解説した「文書事務ガイダンス」を平成27年11月に作成した。平成30年6月には、その内容をより充実させた改訂版を作成し、庁内各所属へ周知するとともに庁内イントラネットへ掲載するなど、各種の機会を捉え周知に努めている。さらに、この内容を踏まえた研修や各種会議を実施している。また、年に数回は「文書だより」を発行している。

筆者の確認のお願いに対して、県は「今後は、福島県文書等管理規則の内容について改めて周知徹底するとともに、各種研修会等をとおして、適正に文書管理が行われるように努めます。」と回答した。

県管理規則には、文書管理主任と文書審査主任を、一定の規模の所属（総室、出先機関の「所」など）ごとに置くこととされている。県は筆者の確認のお願いに対して「各所属の文書管理主任と文書審査主任は、基本的には機能しているものと受け止めています。なお、各種研修等を通じて、さらに機能するよう理解の促進を図り、文書等管理規則に基づいた適正な文書管理に努めます。」と説明した。

「歴史的資料等として価値があると認める文書等」の取り組みでは、平成26年10月9日付で「保存期間が満了した東日本大震災等関連文書の保管・保存等について（依頼）」を各部局や出先機関に出して「保存期間満了後に即時廃棄処分とせず、各所属で保存期間を延長し、当分の間、保管いただくようお願いします」と求めた。

ところで、政府は新型コロナウイルス感染症に係る事態について、令和2年3月10日の閣議了解で、行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）に規定する「歴史的緊急事態」に該当すると判断した。これによって、各行政機関は会議等の記録の作成、保存期間満了時の措置などを求められている<sup>12)</sup>。

筆者は、本稿の執筆に当たり、県民生活に大きな影響を与えた最近の出来事として、新型コロナウイルス感染症と令和元年東日本台風（令和元年台風第19号）を挙げて、これらに係る文書の保管、保存についての知事部局の対応を尋ねた。

県は次のように回答した。

「新型コロナウイルス感染症については、その歴史的影響等を勘案し、『歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として価値があると認める文書等』については、別途保管、保存するよう庁内へ周知したところです（「保存期間が満了した新型コロナウイルス感染症対策関連文書の保管・保存等について（依頼）」令和3年2月15日付け2文2717号）。また、令和元年台風19号への対応については業務上の必要性を各所属で判断の上、適切に保存・管理されるものと存じます。」

## VI 文書管理の裏付けは「条例」か、「規則」か

本稿の「II 公文書管理に関わる法令や例規と、先行研究」で取り上げた地方公共団体の公文書管理の在り方を考察する。

最初に、条例や規則などの例規の違いを確認する。条例については、日本国憲法第94条で「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。」と定められる。

その上で、地方自治法第14条で「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。」と規定される。また、「義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。」とも定められる。罰則については「条例に違反した者に対し、2年以下の懲役若しくは禁錮、100万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。」との定めがある。地方自治法第96条で議会の権限の中の議決事件の1つとして「条例を設け又は改廃すること。」があり、条例を制定するには議会の議決が必要である。

地方自治法第15条には規則について「普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。」と定められ、違反については「規則中に、規則に違反した者に対し、5万円以下の過料を科する旨の規定」を設けることができる。

ただし、規則を定めるに当たっては議会の議決は不要である。地方公共団体の長（都道府県の場合は知事）が規則を定める。このほか、知事だけではなく、教育委員会などの各執行機関が法的な根拠に基づいたり、あるいは、条例などの定めに応じて設けたりする定めに「規則」という名称を用いる場合もある。

議会の議決の有無や罰則の内容などが、条例と規則との大きな違いといえる。条例は規則に比べて法的に重い意味を持つだけでなく、行政や議会が自らの意思と責任を住民に明確に示すという役割も果たす。

一方、地方公共団体や機関によっては、「規程」を定めて文書を管理する場合がある。規程は大きく2つに分

類される、と一般的にいわれる。県例規集などによると、1つは法律などの法的な裏付けがある場合と、もう1つは法的な裏付けは明確ではなくても、事務処理に必要な組織の内部規定である訓令などに「規程」という名称を用いる場合がある。

総務省は平成30年3月、地方公共団体における公文書管理条例等の制定状況調査結果を公表した（調査は平成29年10月1日時点）<sup>13)</sup>。「公文書管理条例等の制定状況について」の項目では、47都道府県の全てが制定済みと回答した。内訳は、規則・規程・要綱等が福島県を含む40団体で、85.1%を占めた。条例が5団体、その他が2団体だった。

総務省の調査から4年余り後の令和3年12月15日現在、福島県の確認によると、条例の制定は都道府県のほぼ3割に当たる14都県に増えた。

公文書管理法施行後の平成24年6月の福島県議会6月定例会一般質問及び質疑（一般）で、甚野源次郎議員は条例制定についての県の考え方をたずねた。甚野議員は「本県の文書管理は、知事部局、教育委員会、公安委員会など、それぞれ別の規則や規程を定めておりますが、今回の未曾有の大災害を踏まえ、知事部局のみならず組織体として統一的な文書管理として条例化を目指すべきではないかと思っております。今後知事部局においては、率先して職員の意識改革のもと、適正な公文書の管理に向けた公文書管理法の趣旨に基づく取り組みを進める必要があると考えております。そこで、公文書管理法の趣旨を踏まえた文書管理についてどのように取り組むのかお尋ねいたします。」と質問した。

これに対する、県側の答弁（再答弁を含む）は次の通りである。

「文書の管理につきましては、意思決定過程の検証を可能とする文書作成の義務づけやファイルの名称、文書分類、保存期間などをまとめた管理簿の公開等を定めた公文書管理法の趣旨を踏まえ、さらなる適正管理を図るため、知事部局における文書管理の規則を本年中に改正することとし、検討に着手したところであります。今後とも文書管理に対する信頼確保に向け、各種委員会等の執行機関とも連携しながら文書の適正管理に努

めてまいります。」

「公文書管理法の規定におきましては、地方公共団体もその趣旨を踏まえて努力をするということで規定されておりますし、我々もその趣旨を踏まえて、早急にまずは文書管理の規則を改正するという事で考えてございまして、各執行機関におきましても、その趣旨を踏まえて取り組みを促したいと思っておりますし、そうした取り組みを進める中で、その先にある課題を探ってまいりたいというふうに考えてございます。」<sup>14)</sup>

県側は規則の一部を改正する考えを示したものの、条例制定には踏み込まなかった。

筆者は情報開示の請求において「福島県が条例の制定を検討、研究してきた経緯が分かる文書等の資料」の開示をお願いした。県の回答は「開示請求に係る公文書については、取得・作成していないため、保有していません。」との内容だった。

筆者の確認のお願いに対する回答は「福島県が、公文書管理条例制定に向け具体的に検討した公文書は存在しないことから、対象文書がない旨回答したところです。なお、公文書管理条例の制定状況等に係る他県等照会文書や国等からの情報提供は、数件保有しているが、当該文書は現状について（福島県が条例を制定していない）の単なる回答や一般的にWEB上で公開されている資料となることから、当該文書は、本県における公文書管理条例の制定を具体的に検討した公文書には該当しないとしましたところ。」との内容だった。条例制定についての県の考え方を確認したところ、次の回答が寄せられた。

「公文書管理に関する条例は、都道府県レベルでは、平成23年に島根県で制定されて以降、これまで14団体が施行又は施行予定となっており、引き続き全国の他団体の動向を注視してまいります。」

## VII 改革の検討に当たって

公文書の不適切な取り扱いの具体例としては、未作成、未発表、放置、散逸、所在不明、紛失、誤廃棄、文字褪色、劣化、破損などが想定される<sup>15)</sup>。悪質な行為である意図的な廃棄や改竄、隠蔽の温床につながる可能性もあ

る。本稿のまとめとして、以下の視点による検討を県の各機関、議会に期待する。

### 【視点1：県行政に関わる全ての機関と議会の文書管理の総点検】

公文書管理制度は情報公開制度と密接に関わる。県のホームページの情報公開制度のコーナーには、実施機関として、次の機関が挙げられている<sup>16)</sup>。

「知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、病院事業管理者、県が設立した地方独立行政法人（福島県立医科大学及び会津大学）（これらの機関を実施機関といいます。）※なお、議会は実施機関となっておりますが、独自の条例を定めて制度を実施しています。」

また、県情報公開条例第35条は「実施機関は、県が基本金等を出資している法人その他これに類する法人のうち当該実施機関が定めるもの（以下「出資等法人」という。）について、この条例の趣旨にのっとり、当該出資等法人の情報公開が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。」と定める。

出資等法人は、県の一般的な行政用語では「公社等外郭団体」と呼ばれる機関の一部も含まれる。県のホームページには「情報公開制度を有する法人」として次の29法人が挙げられる<sup>17)</sup>。

「公益財団法人ふくしま自治研修センター、福島県土地開発公社、一般財団法人福島県電源地域振興財団、公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構、公益財団法人福島県国際交流協会、一般財団法人福島県いわき処分場保全センター、社会福祉法人福島県社会福祉事業団、公益財団法人福島県総合社会福祉基金、公益財団法人福島県障がい者スポーツ協会、公益財団法人福島県臓器移植推進財団、公益財団法人福島県産業振興センター、公益財団法人郡山地域テクノポリス推進機構、公益財団法人福島県観光物産交流協会、公益財団法人福島県農業振興公社、公益社団法人福島県畜産振興協会、公益財団法人福島県栽培漁業協会、公益財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ラ



イフ財団、公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社、公益社団法人福島県森林・林業・緑化協会、一般財団法人ふくしま市町村支援機構、福島県道路公社、公益財団法人福島県都市公園・緑化協会、公益財団法人福島県下水道公社、公益財団法人福島県暴力追放運動推進センター、公益財団法人福島県文化振興財団、公益財団法人ふくしま海洋科学館、公益財団法人福島県スポーツ振興基金、公益財団法人福島県学術教育振興財団、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構

多くの県民は上記の機関や団体を、公務の一部に携わる「県の一体的な組織」と見なす。公に関わる全ての組織において文書管理の実態を調べて、その結果を公表するように望む。総点検を通して、職員の意識改革が進むように願う。

最近ではパソコンなどの電子機器で作成される文書が増えている。県管理規則の「文書等」には「電磁的記録」も含まれる。紙とデジタルの双方の文書管理の現状と課題を速やかに点検する必要がある。

#### 【視点2：廃棄を判断する基準の明確化】

県管理規則には「歴史的な資料等として価値がある文書等の保存」の定めがある。その上で依命通達には「歴史的資料等として価値がある文書等」として22の例示がある。しかし、歴史的資料等に該当するかどうかを確認するために必要な具体的な基準は現在のところ、まとめられていない。県の回答によると、県歴史資料館への寄託（予定）文書の選定・選別は毎年、県が廃棄を決定した対象文書の中から、県歴史資料館職員の助言を得ながら進められる。

それぞれの部署が文書の廃棄を判断する際の基準や、「歴史的資料等として価値がある文書等」を評価、選別する基準や方法を、さらに具体的に、分かりやすくする必要はある。

#### 【視点3：点検や監査の改善】

県管理規則は、一定の範囲の所属ごとに文書管理主任と文書審査主任を置くことと定める。筆者は確認のお願いの中で「文書管理に関する諸規定には、廃棄する文書の選別や廃棄決定に当たり、文書を廃棄する当該の部次長や文書法務課長、出先機関の所長などの他に、文書の

選別や廃棄決定が妥当かどうかを客観的に確かめる仕組みはありますか」と尋ねた。回答は「現行の文書等管理規則には、御質問のような規定は置かれておりません」との内容だった。文書管理制度の点検や監査の方法を改善するに当たり、外部の第三者の意見を聞くといった新しい確認方法が必要かどうかを、検討するべきである。人事院の平成30年度年次報告書にある以下の記述を紹介しておく。

「平成30年9月7日に公文書の不適正な取扱いの代表的な事例及びそれぞれにおける標準的な処分量定を「懲戒処分指針」に追加した。具体的には、公文書偽造等や毀棄、決裁文書の改ざんについては、標準的な処分量定を免職又は停職とし、公文書の改ざんや紛失、誤廃棄等については、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合において標準的な処分量定を停職、減給又は戒告としている。」<sup>18)</sup>

県としても公文書の不適正な事例が起きた場合に、どのように対応するのかを検討する必要がある。

#### 【視点4：歴史的公文書の公開、閲覧制度の見直し】

前述の「歴史資料館寄託依頼書」によると、県歴史資料館に寄託された33,200冊のうち、福島県庁文書については「一般公開不可」という原則が設けられ、ただし書きで「明治大正期文書、地籍丈量帳、刊行物を除く」とされる。また、明治大正期に続く昭和期文書は「歴史資料館で整理済みのものの閲覧等については、別途協議する」との条件が付けられている。さらには、県の担当課によると、平成17年度以降の県歴史資料館寄託予定文書については、知事部局の担当課の書庫に保管されているため、福島県情報公開条例による開示請求の手続が必要とされる。

公文書管理法は「公文書等」を「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」と位置づける。県民共有の知的資源や財産である県の公文書を県民が利用する営みは、県民の権利である。一律に「一般公開不可」として「ただし書き」で部分的に閲覧を認めるという手法は、法の趣旨から離れる可能性はないだろうか。地方自治法に定められた「義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によ

らなければならない」という規定とも照らし合わせる必要がある。「原則公開」の前提に立って、利用を保障する法的な根拠、合理的な閲覧制限の在り方、公文書の適切な整理と保存などを検討するように望む。

#### 【視点 5：規則に代わる条例の制定】

県管理規則の第 3 条に「文書等の作成は、当該事案の処理に係る経緯を含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、行わなければならない。」との記述がある。また、県は筆者の確認のお願いに対する回答で「公文書管理法の趣旨を踏まえて、平成 25 年 1 月に福島県文書等管理規則を一部改正し、現在や将来の県民への説明責任を果たすため、ファイル管理簿の作成・公表や事後検証となる文書作成義務を規定しました」と説明した。

しかし、法と県管理規則を比べると、法に明記された①公文書等は歴史的事実の記録である②健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源である③主権者である国民が主体的に利用し得るものである—といった基本的な考え方が、規則に明示的に盛り込まれているとは言いがたい。

県管理規則の狙いは文書事務における正確さ、円滑さ、効率の良さなどが主といえる。「歴史を記録する」「時を貫く」という文書管理の根源的な重要性が規則からは浮かび上がってこない。文書管理が職員の「仕事への誇り、自信、愛着」につながって、動機付けや意識改革を支える役割を持つことへの言及も足りない。

前項の「視点 4：歴史的公文書の公開、閲覧制度の見直し」でも触れた通り、条例制定の検討を期待する。規則を条例に単に格上げするだけではなく、条例にどのような内容を盛り込むかが重要である。他の都県の条例を参考にすれば、検討項目には、公文書管理の基本方針や目的、対象とする実施機関、県の組織全体での知事の役割、公文書を廃棄するときの確認方法、歴史的な公文書の保存と利用、公文書館が担う役割、外部の第三者機関の関わり方などが挙げられる<sup>19)</sup>。文書管理、情報公開、個人情報保護の各条例を三位一体で捉えて、それぞれの釣り合いと役割分担も確かめなければならない。

歴史的資料として価値のある公文書については、現在のような限定的な利用ではなく、個人情報保護などに配

慮しつつ、県民（または何人も）の利用請求権の明記を検討するように願う。鳥取県は公文書管理条例に加えて、「鳥取県における歴史資料として重要な公文書等の保存等に関する条例」を定めた。同県ホームページには「歴史公文書等は、現在及び将来の県民全体にとって価値の高い知的資源であることから、それを保有する主体が適切に保存することを原則としつつ、県、市町村及び県民等が相互に連携、協力することにより、将来の世代に引き継ぐことを目指すものです。」と紹介されている<sup>20)</sup>。

#### 【視点 6：公文書館の設置】

県歴史資料館は昭和 43 年（1968 年）、県の「明治 100 年記念事業」の 1 つとして建設を決定して、昭和 45 年 9 月に開館した<sup>21)</sup>。現在は「公益財団法人福島県文化振興財団」が管理運営を担っている。

前述した通り、県から 33, 200 冊の公文書を寄託されている。ただし、平成 17 年度以降は収納スペースに余裕がなく、県歴史資料館寄託予定文書として、県の知事部局の担当課の書庫に保管されている。

筆者は確認のお願いの中で「福島県歴史資料館以外に、県として公文書館の建設を検討した経緯」などを尋ねた。県は「福島県歴史資料館は、公文書館法に定められた公文書館ではありませんが、公文書館的な機能を備えた公文書館類似施設であると考えております」「本県においては、県歴史資料館が公文書館的機能を有しており、県歴史資料館以外に公文書館の建設について具体的に検討した資料は、確認できませんでした。また、現時点では建設を検討しておりません」と回答した。

公文書館法第 5 条には「公文書館は、国立公文書館法（平成 11 年法律第 79 号）の定めるもののほか、国又は地方公共団体が設置する。」「地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。」との条文がある。県歴史資料館の設置根拠は「福島県文化センター条例」であり、県としては「公文書館的な機能を備えた公文書館類似施設」と位置づけている。

今後は、東日本大震災に関わる膨大な公文書などの資料を集約的に保管・保存する歴史的な必要性が高まる。県歴史資料館の施設の拡張だけではいずれ限界が訪れる。

福島県は明治 9 年（1876 年）8 月 21 日に当時の若松県、

磐前(いわさき)県、旧福島県が合併して、現在とほぼ同じ姿として誕生した。県歴史資料館には、明治政府右大臣岩倉具視から若松県、磐前県を廃止して、福島県が両県の土地と人を引き受けるように命じられた文書の原本が保存されている。8月21日を「福島県民の日」と定める「福島県民の日条例」は平成9年に公布、施行された<sup>22)</sup>。

4年後の令和8年(2026年)は近代の「福島県」の出発から150年の「立県150年」に当たる。節目を念頭に置きつつ、公文書館法に基づく施設の整備を期待する。県歴史資料館は広い県土の北寄りの福島市に立地する。資料のデジタル化を進めて、パソコンやスマートフォンを用いれば、誰もが場所と時間を選ばずに、何度でも資料を閲覧できるデジタルアーカイブのシステム構築にも着手するべきである。

#### 【視点7：人材の配置、育成】

国立公文書館は令和2年度からアーキビストの認証を開始した。「国立公文書館ニュース第25号」によると、認証アーキビストの開始は「公文書等の適正な管理を支え、かつ永続的な保存と利用を確かなものとする専門職を確立するとともに、その信頼性及び専門性を確保するため」とされる<sup>23)</sup>。文書管理の専門的な人材には「レコードマネージャー」と呼ばれる職種もある。

筆者は県に対して「文書管理に係る専門的な知識や技能、資格を持つ職員の採用、育成、配置の取り組み」の確認をお願いした。県は「国において、行政文書管理の中核を担う専門人材の育成・確保について取組を進めているものと承知しておりますが、福島県においては、専門人材の育成・確保について具体的な取組は行っていません。今後、国立公文書館や国立国会図書館等が主催する各種研修会への参加等を検討してまいります」と回答した。県の機関に勤務する学芸員や司書、アーカイブズなどの専門的な知識を持つ職員の配置の在り方も含めて、人材の育成や確保に今後も努めるように望む。

#### 【視点8：市町村ごとの取り組みや、県と市町村の連携】

前述の「地方公共団体における公文書管理条例等の制定状況調査結果」には、福島県内の59市町村の状況が示されている<sup>24)</sup>。公文書管理条例等の制定は、「条例」がゼロで、「規則・規程・要綱等」が56、「その他」が1、「定

めていない」が2だった。「保存期間終了後の文書の扱い」では、「全てを廃棄」が27、「一部を永年保存」が26、「一部を公文書館等に移管」が4だった。ほとんどの市町村が公文書管理に関するルールを設けているが、課題を抱えている様子うかがえる。

郡山市は「公文書等の管理に係る懇談会」を設置した。令和3年10月に第1回の懇談会を開いて、2回目以降も続けている。開催要綱の目的には「公文書等の適正な管理の徹底、歴史的公文書等の選別及び移管の基準策定等、公文書管理に係る例規整備を行うに当たり、有識者から意見を聴く」掲げる。郡山市は「(仮称)郡山市歴史情報・公文書館施設整備事業」を進めている<sup>25)</sup>。

郡山市の取り組みは県内の先進例であり、文書管理の課題や悩みを抱える市町村は多いとみられる。東日本大震災などの災害や新型コロナウイルス感染症に関する文書、昭和や平成の大合併に伴う旧市町村の文書などの管理は大きな課題である。

県と市町村が公文書管理の在り方や、民間所有を含む歴史的な資料の保存と利用について、同じ認識を持ったり、課題を話し合ったりする場が必要である。

### VIII おわりに —歴史の韻—

25年前の平成9年(1997年)、県の知事部局などの機関で29億円余りの公費の不適正支出(報道によっては「不正」という表記が用いられた)が明らかとなった。

県民や企業が納めた税金が元となっている公金を、県職員が組織全体で不適正(不正)に使っていたという事実に対して、県民から厳しい批判が上がり、県政への不信がかつてなく高まった。この金額は直近の3年間を対象にした調査だったが、このような事態は長年、続いてきたとされる。

当時の県議会での県側の答弁などによると、県は原因と背景に①職員の公費に対する認識が欠けていた②旅費制度や財務会計制度が社会情勢の変化に対応していなかった③内部のチェック機能が有効に働かなかつた—などを挙げた。再発防止に向けた改善策として①職員の意識改革②条例改正をも視野に入れた既存制度・システムの見直し③監視機能等の充実・強化④県民への情報公開の一層の推進—の4つの柱を挙げた<sup>26)</sup>。公費という文言



を「公文書」に関わる文言に置き換えれば、現在の文書管理の課題と改善策に重なり合う部分がある。

「県文書等管理規則」が公布されたときの依命通達には「情報公開制度が全面改正されたことに伴い、開示請求の対象と現行の文書管理制度における対象との間に差が生じたため、新たな情報公開制度が円滑・適正に実施されるよう文書管理制度についての所要の見直しを行うこととした」と記述された。

情報公開制度の全面改正は公費問題が大きなきっかけの1つだった。現在の文書管理制度の背景には、四半世紀前に発覚した悪しき慣行への反省と教訓がある。どれだけの県職員に受け継がれているだろうか。

県の公費問題が解明される前年の平成8年、県職員の出張費（旅費）が適正に支払われているかについての調査をめぐる質疑が県議会であった。県側は答弁で「旅行実態のない旅費の支出はあってはならないし、また、ないものと考えておりますので、お話のような実態を解明するための調査を実施する必要はないものと考えております」と説明した<sup>27)</sup>。しかし、1年後には結果として実態調査に踏み切らざるを得なかった。対応が後手に回る同様の事態が県政において繰り返されないように願う。

文書事務は、役所でも民間でも優先順位が低い。ともすれば、不要不急とされて、先延ばしや後回しにされがちである。杜撰な公文書管理は、表面的には公金が直接的にからむような信用失墜行為とは言えないかもしれない。しかしながら、公文書に記される事実は時を貫き、時を超える。歴史を正しく記録して伝えるという、かけがえのない営みである。不適正な公文書管理は、金銭に置き換えることのできない、歴史に背く行為に結び付く。県の全ての機関が文書管理の過去と現在を見つめ直して、その結果を新しい制度づくりにつなげるように期待する。

県議会での議員の質問に対する県側の答弁には、いくつかの決まり文句が使われる。その1つに「他の都道府県の動向」「他県の動向」がある<sup>28)</sup>。他の都道府県の事例を福島県でも取り入れるように促す議員の質問に、県側が明確に答えられない場合などに用いられることがある。文書管理の改革は取り組みの時期だけを他県と比べる問題ではない。先行事例を学びながら、東日本大震災

や東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえた福島県独自の仕組みを検討する必要がある。

公文書には難しい法律用語や役所言葉が並ぶ。しかし、書き手が丹精を込めた文面の行間からは、公務を担う職員の誇りや自負、自らを律する厳しさが読み取れるはずだ。公文書を正々堂々と作り、自信を持って後世に残す制度と、職員の意識の高まりを望む。

## IX 謝辞

県の情報公開と文書管理を担当する部署の皆さまより、情報開示の手続きや確認の問い合わせなどに対して、丁寧で誠実なご対応、適切なお教示を頂きました。心より御礼を申し上げます。

## X 参考文献、補注

- 1) 本稿の中で取り上げた福島県文書等管理規則をはじめとする規則や条例などの例規の条文は福島県ホームページ「県例規集」で検索した。  
<https://krk400.legal-square.com/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView> (2022年1月1日確認)
- 2) 本稿の中で取り上げた公文書管理法をはじめとする法令の条文はe-Gov法令検索で検索した。  
<https://www.e-gov.go.jp> (2022年1月1日確認)
- 3) 内閣府ホームページ「公文書管理制度」  
<https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/index.html> (2022年1月1日確認)
- 4) 内閣府ホームページ 内閣官房「公文書管理の在り方等に関する有識者会議 最終報告」  
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/koubun/hokoku.pdf> (2022年1月1日確認)
- 5) 福島県議会「会議録検索システム」で検索 坂本竜太郎議員の質問への答弁  
[https://ssp.kaigiroku.net/tenant/fukushima/SpMinuteView.html?council\\_id=88&schedule\\_id=5&minute\\_id=50&is\\_search=true](https://ssp.kaigiroku.net/tenant/fukushima/SpMinuteView.html?council_id=88&schedule_id=5&minute_id=50&is_search=true) (2022年1月1日確認)
- 6) 総務省ホームページ「公文書管理条例等の制定状況に関する調査について」  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/](https://www.soumu.go.jp/main_content/)

- 000542521.pdf (2022年1月1日確認)
- 7) 国立公文書館ホームページ「アーカイブズ」  
<http://www.archives.go.jp/publication/archives/>  
(2022年1月1日確認)
- 8) 福島県総務部人事課編(2020). 福島県職員録.
- 9) 前掲8) 福島県職員録.
- 10) 福島県ホームページ「福島県文化センターのネーミングライツについて」  
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01135c/culturecenter-nr-kettei.html> (2022年1月1日確認)
- 11) 福島県歴史資料館ホームページ「収蔵資料と刊行物・目録」  
<https://www.fcp.or.jp/history/publication/> (2022年1月1日確認)
- 12) 内閣府ホームページ「行政文書の管理における「歴史的緊急事態」の決定について」  
<https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/rekiren/index.html> (2022年1月1日確認)
- 13) 前掲6) 「公文書管理条例等の制定状況に関する調査について」
- 14) 福島県議会「会議録検索システム」で検索  
<https://ssp.kaigiroku.net/tenant/fukushima/SpMinuteSearch.html> (2022年1月1日確認)
- 15) 総務省ホームページ「公文書管理に関する行政評価・監視<結果に基づく勧告>」  
[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/107317\\_0920.html#kekkahoukoku](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/107317_0920.html#kekkahoukoku) (2022年1月5日確認)
- 16) 福島県ホームページ「福島県の情報公開制度について」  
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/disclosure-and-privacy/disclosure.html> (2022年1月1日確認)
- 17) 福島県ホームページ「情報公開制度を有する法人」  
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/disclosure-and-privacy/corporation-disclosure.html> (2022年1月1日確認)
- 18) 人事院ホームページ「平成30年度年次報告書」  
<https://www.jinji.go.jp/hakusho/h30/1-1-02-5.html>  
(2022年1月5日確認)
- 19) 条例を制定した14都県のホームページ(2022年1月2日確認)
- 20) 鳥取県ホームページ「鳥取県における歴史資料として重要な公文書等の保存等に関する条例の概要」  
<https://www.pref.tottori.lg.jp/263149.htm> (2022年1月1日確認)
- 21) 渡辺智裕(2006). 開館三十五年を経た福島県歴史資料館の近況. 国立公文書館「アーカイブズ」, 25, 77-80  
[http://www.archives.go.jp/publication/archives/wp-content/uploads/2015/03/acv\\_25\\_p77.pdf](http://www.archives.go.jp/publication/archives/wp-content/uploads/2015/03/acv_25_p77.pdf) (2022年1月4日確認)
- 22) 福島県ホームページ「福島県民の日について(8月21日)」  
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11055a/kenminnohi0821.html> (2022年1月1日確認)
- 23) 国立公文書館ホームページ「国立公文書館ニュース第25号」  
[http://www.archives.go.jp/naj\\_news/25/special2.html](http://www.archives.go.jp/naj_news/25/special2.html) (2022年1月1日確認)
- 24) 前掲6) 「公文書管理条例等の制定状況に関する調査について」
- 25) 郡山市ホームページ「郡山市公文書等の管理に係る懇談会」  
<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshikinogoannai/somubu/somuhomuka/30251.html> (2022年1月1日確認)
- 26) 福島県議会. 福島県議会会議録 平成9年編「平成9年12月福島県議会定例会会議録」, 17-18, 163-168.
- 27) 福島県議会. 福島県議会会議録 平成8年編「平成8年6月福島県議会定例会会議録」, 伊東達也議員への答弁, 141.
- 28) 福島県議会「会議録検索システム」で検索  
<https://ssp.kaigiroku.net/tenant/fukushima/SpTop.html> (2022年1月2日確認)

令和4年1月13日受付 令和4年2月1日受理





研究紀要編集委員会

委員長 梅宮れいか (副学長、図書館情報センター館長、大学院心理学研究科教授)

委員 沢 良子 (副学長、福祉学部教授)

委員 田辺 稔 (福祉学部長、福祉学部教授)

委員 渡辺博志 (福祉学部教授)

委員 杉山雅彦 (福祉学部教授)

事務担当 善方和美 (図書館情報センター業務課 主事)

## 研究紀要編集及び発行に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、業務組織規程第19条〔予算、管理、サービス、その他に関すること〕第27号に定める「研究紀要の編集、発行に関すること」に基づき、本大学「研究紀要」の編集及び発行について定める。

2 研究紀要の発行は、福島学院大学（短期大学部を含む）教職員の研究成果を社会に公表することを目的とする。

(掲載論文の種類)

第2条 本研究紀要には、次の種類の論文を掲載する。

- ①学術論文
- ②研究ノート
- ③短報
- ④制作報告
- ⑤編集委員会が依頼した研究論文

(投稿を受け付ける対象者)

第3条 本研究紀要に投稿できる者は次のとおりとする。

- ①本学教員（名誉教授を含む）
- ②本学職員
- ③本学客員・特任及び非常勤教員
- ④図書館情報センター館長（研究紀要編集委員長）が本学関係者で特に必要と認めた者
- ⑤地域社会で研究活動を行っている者で図書館情報センター館長が認めた者

(投稿の権利)

第4条 本規程第3条の者は以下の分野の投稿の権利を持つ。

1. 教員は、教員独自の研究テーマや、教員の担当授業、または将来的に担当する予定の授業科目にかかわる分野。
2. 職員（副手を含む）は、担当業務にかかわる分野。
- 2 本研究紀要へ投稿する学術論文、研究ノート、短報は未公表であるものに限る。なお、制作報告は、発表場所を明らかにすること。

(投稿者の責任)

第5条 本研究紀要への投稿者は次の責任を負う。

1. 投稿論文は、自ら執筆し、論文の内容について自ら責任を負う。
2. 投稿論文は、研究倫理を順守していること。
3. 投稿論文は、利益相反への適切な対応がなされていること。

(発行の回数・方法及び掲載の期限)

第6条 本研究紀要は、年度内2回発行を原則とする。

- 2 発行の方法は、本学のホームページへの掲載によって行う。
- 3 第2項に定めるホームページ上の掲載は5年とし、経過したものは削除する。
- 4 発行した研究紀要のPDFデータは永久保存版として、図書館情報センター宮代図書館が保管する。

(編集責任者及び事務担当)

第7条 本研究紀要の編集責任者は図書館情報センター館長（編集委員長）とし、業務は図書館情報センター業務課が担当する。

(投稿の申込)

第8条 投稿は、指定された期日（概ね1箇月前）までに、「投稿申込書」を図書館情報センター業務課窓口（宮代図書館）に提出すること。

(投稿者の原稿)

第9条 投稿にあたっては「投稿の手引き」を順守すること。

(論文原稿の提出)

第10条 投稿原稿は、締め切り期限までに図書館情報センター業務課（宮代図書館）へ提出すること。

2 原稿の提出は、USBメモリーやCD-R等の電子媒体とし、出力した紙媒体の原稿も添えること。

(採否の決定)

第11条 提出された原稿の研究紀要掲載の採否は、研究紀要編集委員会の審査（関連分野教員の査読を含む）により決定する。

- 2 査読者は、研究紀要編集委員会で最適な学内者を決定し、依頼する。
  1. 査読者は、自らが査読している内容について口外してはならない。
  2. 査読者は必要に応じて、執筆者と論文内容について、紀要編集委員会を介して応答を行う。
- 3 査読者の意見を踏まえ、紀要編集委員会で検討し、委員長（編集長）が掲載の可否を決定する。
- 4 審査時、掲載論文の種類に関しても決定する。
- 5 研究紀要編集委員会は必要に応じて原稿内容の修正を求める。

附則

1. この規程は令和3年1月1日から施行する。
2. この規程の所管は図書館情報センター業務課とする。
3. この規程の改廃は、図書館情報センター運営委員会の議を経て行う。



# 福島学院大学研究紀要

## 第62集

令和4年3月30日 発行

発行者 福島学院大学 研究紀要編集委員会

〒960-0181 福島県福島市宮代乳児池1-1

電話 024-553-3221

編集 梅宮れいか（編集委員長）

編集補助 善方和美（図書館情報センター主事）

PDF 作製 図書館情報センター

# Summary study Report

## CONTENTS

### ■ Articles

Exploratory research on quality of 'Unconditional Positive Regard'? : To confront potentially suicide high-risk person

---

Yuhki Sato 4

### ■ Research notes

Problems of official document management in Fukushima Prefecture and reform perspective  
— Using records of disposal as a clue —

---

Shinji Yasuda 18

### ■ Regulations

---

43

Fukushima College Summary Study Report Editorial Committee  
Chief Editor ; Reika Umemiya(Vice President, Graduate School Professor)

1-1 Chigoike,Miyashiro,Fukushima City, Fukushima 9600181 Japan